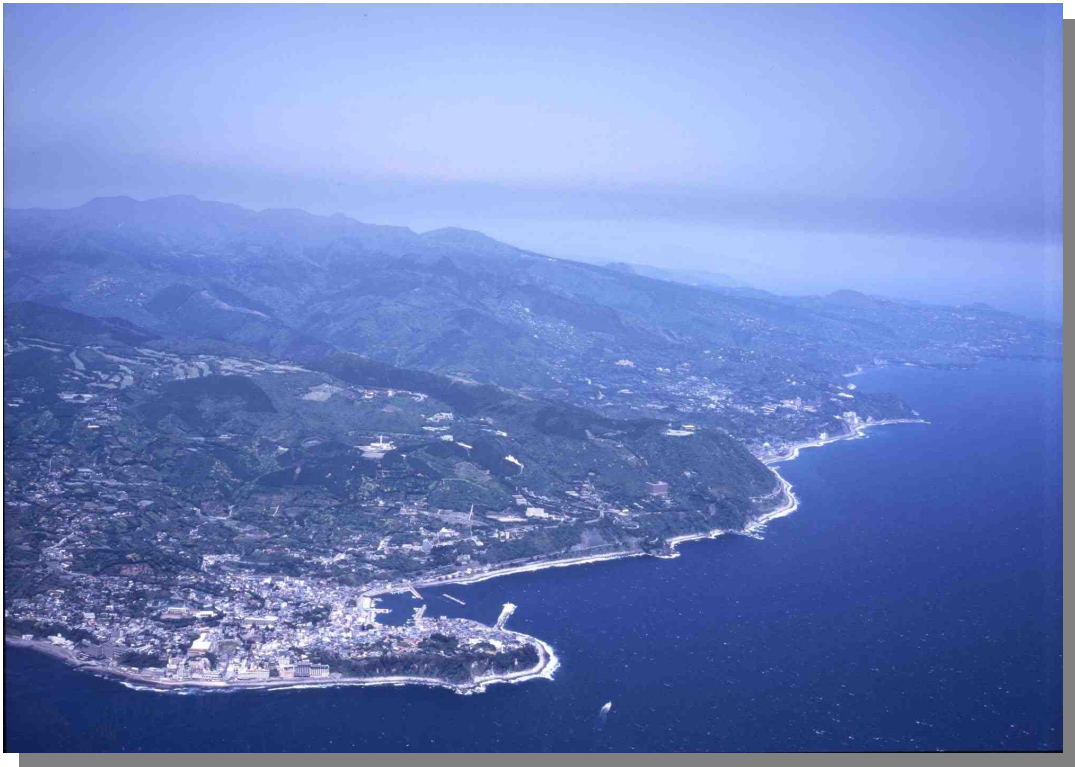


# 第4次 東伊豆町総合計画 後期基本計画

平成19年度 ~ 平成23年度



東伊豆町

平成19年3月

## 第4次 東伊豆町総合計画



### 後期基本計画策定にあたって

私たちのまちでは、町民誰もがいきいきと安心して生活できる快適なまちをめざし、「輝き・やすらぎ・集えるまち 東伊豆」を将来像とした『第4次東伊豆町総合計画』にそって、まちづくりを進めてまいりました。

この第4次総合計画は、平成14年度から23年度の10年間を計画期間としていますが、平成18年度末で前期5ヵ年が終了することに伴い、このたび、後期5ヵ年を計画期間とした後期基本計画を策定しました。

現在、少子高齢化の急速な進展や、町の基幹産業である観光業の不振などから、町政の運営がより一層厳しくなる中で、今回の計画は、第4次総合計画の基本構想を尊重しつつ、時代の変化を捉えながら、内容を検討し策定しています。

私のまちづくりのキャッチフレーズは「みんなが安心して暮らせるまち、笑顔があふれるまち」です。この後期基本計画は、平成19年4月から始まりますが、町民と行政が協働し、まちづくりを進めていくことが最も大切なこととなりますので、どうか皆様の深いご理解のもと、ご協力を賜りますようお願いいたします。



平成19年3月

東伊豆町長 太田長八

# 目次

## 第1章 快適・安心・やすらぎのまち

1 快適空間を創造するまち	
1 自然環境を生かした土地利用の推進	1 頁
2 広域幹線道路網の早期実現と生活道路・交通網の整備	5 頁
3 快適で安全な上下水道の整備	7 頁
4 環境にやさしいごみ・し尿処理体制の充実	11 頁
2 安心空間を創造するまち	
1 支え合い、助け合う社会福祉の充実	15 頁
2 安心して暮らせる保健・医療の充実	22 頁
3 暮らしを守る消防・防災・交通安全、防犯体制の充実	25 頁
3 やすらぎ空間を創造するまち	
1 緑と海の自然を生かした、ゆとり、やすらぐ生活環境の整備	30 頁
2 資源の有効利用の推進	32 頁

## 第2章 翔き・輝き・伸びるまち

1 特色を活かした未来に翔くまち	
1 ホスピタリティあふれる観光産業の充実	34 頁
2 特色を活かした未来に輝くまち	
1 活気ある農林漁業の振興	36 頁
3 特色を活かした未来に伸びるまち	
1 地域に適した商工業の振興	42 頁

## 第3章 見つける・育てる・集えるまち

1 まちを担う人たちを見つめるまち	
1 生きがいを見つめる生涯学習の充実	44 頁
2 ボランティア活動の推進	45 頁
3 まちをリードする地域リーダーの育成	46 頁
2 まちを担う人たちを育てるまち	
1 未来の夢を託そう幼児教育の充実	48 頁
2 明日を築く学校教育の充実	49 頁
3 地域における健やかな子ども・青少年の育成と支援	51 頁
3 まちを担う人たちが集えるまち	
1 地域のコミュニティ活動の推進	53 頁
2 男女共同参画社会の形成	54 頁
3 スポーツ・芸術文化活動の促進	55 頁
4 情報化時代に対応できる情報網の整備	57 頁
5 人々とふれあい・交流活動の推進	58 頁

## 第4章 計画の推進

1 効率的な行財政運営	
(1) 行政機能	60 頁
(2) 財政運営	61 頁
(3) 広域行政の推進	61 頁
(4) 行政改革の推進	62 頁
2 開かれた行政の推進	
(1) 地方分権	64 頁
(2) 広報・公聴	64 頁
(3) 情報公開	65 頁

# 第1章 快適・安心・やすらぎのまち

- 1 快適空間を創造するまち
- 2 安心空間を創造するまち
- 3 やすらぎ空間を創造するまち

# 1 快適空間を創造するまち

## 1 自然環境を生かした土地利用の推進

### (1) 土地利用と市街地の整備

#### ● 現況と課題

私たちの町は、平坦地が少なく、各地域に密集して市街地や集落が形成され、土地利用上の制約があります。今後のまちづくりを進めるにあたっては、土地利用の特性を生かした中で自然との調和を図り、市街地として発展する区域と、生産緑地である農地や自然の環境保全を十分考慮した区域に色分けし、調和のとれた土地利用を進める必要があります。

また、市街地内に点在する未利用地の活用や道路、公園等の公共施設の充実を図るため、計画的な配置と用地の先行取得が課題です。

昭和34年に都市計画区域を設定し、昭和55年に区域の変更を図るなど都市計画による線引き区域を拡大してきました。白田・片瀬地区の区画整理は、住環境整備の大きな成果のひとつです。さらに、平成12年の都市計画法及び建築基準法の改正に伴い、平成16年5月1日からは、都市計画区域内における建築形態規制（建ぺい率・容積率の制限）を実施することで、地域の実情に応じた土地利用を進めています。

今後は、経済活動の高度化・多様化に対応した市街地環境整備の推進や秩序ある新興市街地の形成に努め、地区ごとの現状と課題、それに伴う整備方針を具体的に策定し、まちづくりの未来像を目指していくことが重要になります。

#### ● 基本方針

私たちのまちづくりを推進するために、住民参加のもとにあらゆる角度からまちづくりを検討し、適切な土地利用の推進を図ります。

#### ● 主要施策

- ① 近代的かつ魅力ある商業地形成のため基盤整備を推進し、商業拠点や商店街の整備・再開発の充実に図ります。
- ② 既成市街地の宅地の混在化防止、快適な居住空間形成のための面的整備と周辺地区に良好な居住空間を持つ住宅地の整備を推進します。

③ 自然と人と産業が調和した快適なまちづくりを進めるため、各地域の特性などを総合的に勘案し、次のような施策を推進します。

- ・海、河川、森林等自然環境の保全を図ります。
- ・文化、地場産業等の生活文化環境の充実を図ります。
- ・狭隘道路の解消に努めます。
- ・居住環境、まちなみ等、ユニバーサルデザインの実現された快適な社会環境の整備を推進します。
- ・基盤整備のための用地取得を推進します。

## (2) 地区別の土地利用 (人口、世帯数は住民福祉課資料：平成18年12月末現在)

### 大川地区

大川地区の人口は912人、世帯数が374世帯となっています。この地区では、丘陵地が海岸線まで迫り、その傾斜地に住宅や旅館が建てられています。

山間地には「ゲンジボタル」の生息する竹が沢公園、向田川沿いの遊歩道や自然の椿を活用した椿園があります。

2月には椿園の椿が満開となり、花の開花中に椿祭りが開催され、さらに向田川ではアマゴ釣りが楽しめます。6月になると竹が沢公園では「ほたる祭り」が開催され、夕闇の中に「ゲンジボタル」の乱舞する姿は、多くの見物客を惹きつけています。

大川地区では農地保全事業が実施され、施設園芸を中心とした農業が主な産業となっています。また、観光業は家族的雰囲気の旅館があります。

今後は道路や水路をはじめとする生活環境整備の推進と、主産業である観光の振興及び漁業振興とともに防災対策を含めた漁港整備等を促進していきます。

### 北川地区

北川地区の人口は286人、世帯数が124世帯となっています。この地区では海岸沿いのわずかな平坦地に住宅や旅館が建ち並び、背後には急峻な山地が迫っています。

大型旅館を中心とした観光業が主な産業で、定置網等の漁業も行われています。

また、海岸線の波打ち際には相模灘に面し、入浴しながら大島が一望できる露天風呂があり人気を得ています。さらに伊勢エビ漁の解禁にあわせ「伊勢エビ祭り」が行われ、新鮮な魚介類が観光客に提供されています。

## 第1章 快適・安心・やすらぎのまち

秋には鹿島神社の秋の大祭が行われ、町の無形文化財に指定されている鹿島踊りが奉納されます。

今後は道路や水路をはじめとする生活環境整備の推進と、主産業である観光の振興及び漁業振興とともに防災対策を含めた漁港整備等を促進していきます。

### 奈良本地区

奈良本・熱川地区の人口は3,556人、世帯数が1,663世帯となっています。奈良本地区は、天城山系の丘陵に平坦地が広がっています。地域には熱川支所、図書館、幼稚園・小学校・中学校があり、町のサブセンターとしての役割を果たしています。

この地域では新農業構造改善事業等が行われ農地整備や、かんがい排水整備、果樹貯蔵施設、多目的研修集会施設、奈良本けやき公園（農村公園）が整備され、農業振興が図られています。

また都市下水路事業が行われるなど、良好な居住環境が整備され、私たちの町の住宅地として発展が見込まれています。

今後は道路整備や生活環境施設整備を推進するとともに、将来的には伊豆スカイラインの南進にアクセスする道路整備計画を推進し、観光業の振興へと結びつけます。また、中山間地域総合整備事業等の実施により一層の農業振興を図ります。

熱川地区は、昔からの温泉地で海岸から奈良本へ向けての斜面に温泉街が発展しています。その名は稲取温泉とあわせ、町の6温泉郷の中でも2大温泉地の一つとして全国に名をはせています。また、町で唯一砂浜の海水浴場があり、夏場は大勢の海水浴客でにぎわいます。

この地域では、バブル経済の時、マンション建設ブームの波が押し寄せ、熱川温泉全体を取り囲むようにマンションが林立しています。今後は自然環境の保全と調整を図りながら建物等の建設を推進していかなければなりません。

さらに、道路、河川及び海岸線の公園整備や、豊富な温泉を利用した観光施設整備等を進めています。今後は奈良本地区の山間部の活用を含めた総合的な観光振興を推進し、魅力ある観光地づくりを進めます。

### 片瀬地区

片瀬地区の人口は1,228人、世帯数が577世帯となっています。地区の中心部においては、土地区画整理事業が完了し、道路、排水路、公園等の生活環境施設が整備され、町の住宅地域として発展しています。

また、海岸線には温泉旅館が建ち並び片瀬温泉街を形成しています。山間地では果樹やわさびを中

## 第1章 快適・安心・やすらぎのまち

心とした農業が行われています。

今後は、中山間部の豊かな自然を活用し、農業と観光が一体となった産業振興を推進するとともに、海岸線の公園整備や道路、水路等の住環境整備を、より一層推進します。

### 白田地区

白田地区の人口は1,563人、世帯数が685世帯となっています。この地区でも片瀬地区と同じように土地区画整理事業が行われ、居住環境の整備された町の新しい住宅地区として今後発展が期待されている地域です。

この地域には保健福祉センターや、特別養護老人ホーム、親水公園、白田中央公園があり、町の保健福祉活動の拠点となっています。また、海岸線には民宿などの宿泊施設があり、白田温泉を形成しています。

農業は山間部を中心に、果樹やわさび栽培が営まれています。

今後は白田川沿いの整備や山間部の遊歩道整備を促進し、自然とのふれあいを体験できる観光地づくりを目指していきます。

また、道路や水路等の整備により、一層の住環境整備促進を図っていきます。

### 稲取地区

稲取地域は入谷・水下地区、田町地区、西町地区及び東町地区の4地区で構成され、人口が7,224人・世帯数は2,885世帯となっています。

この地域は、役場庁舎を中心として、東伊豆町いきいきセンター、幼稚園、小・中学校及び県立稲取高校などがあり、町の行政機能の中核を担っています。

また、海岸線には、町を代表する稲取温泉があり、早春の「雛のつるし飾りまつり」や、土日、祝祭日の午前中に役場駐車場で開催される「港の朝市」など、大勢の観光客が訪れます。

さらに、稲取漁港ではキンメダイをはじめとした沿岸漁業が行われ、「稲取キンメ」は全国的にも有名です。

国道135号線の山側には、広大な丘陵地が広がり、農業の中心地となっています。昔からの露地での柑橘栽培や、施設栽培のミカン、イチゴ、ナメコ等を生産しています。また、花き栽培も盛んでカーネーション、キンギョソウ等が栽培されています。

三筋山麓の広大な細野高原は、春の山菜狩りやパラグライダーの飛行エリアとしても知られています。

## 第1章 快適・安心・やすらぎのまち

また、浅間山一帯には風力発電施設3基が稼働しているほか、総合グラウンドや、ゴルフ場、テニスコート、伊豆バイオパークなどがあり、スポーツレクリエーションゾーンとして利用されています。

入谷・水下地区は、稲取地区の住宅地として開発が進み、町道や河津稲取間の山間道路(町道大久保白ヶ久保線)も整備されています。今後は、生活環境整備の基礎となる上水道の水源確保、送配水管の整備を進めるとともに、交通安全施設、排水路整備、河川改修等を実施し、よりよい生活環境基盤の整備を図ります。

田町地区は、稲取温泉の玄関口としての駅前再開発事業や、県道稲取港線の改良、道路排水路等の生活環境の整備が必要です。さらに現在事業実施中の県営稲取漁港整備事業を推進し、水産業の発展を図ります。

西町地区は、多くの観光客が訪れる稲取温泉に相応な環境整備を推進し、訪れた人々が「もう一度訪問したい」と感じられるような温泉街づくりを目指します。また、道路の改良や水路整備を行い、住宅地としての基盤整備も推進していきます。

東町地区は、稲取漁港整備と併せた道路の新設や、既存道路の改良を進め、よりよい住環境整備を図ります。

## 2 広域幹線道路網の早期実現と生活道路・交通網の整備

### (1) 道路網

#### ● 現況と課題

私たちの町の主要幹線道路は、東海岸沿いを南北に縦断する国道135号線1路線のみで、週末や観光シーズンには慢性的な交通渋滞を引き起こし、救急患者の搬送や消防活動等の緊急車輛の通行に支障をきたすなど住民生活にも影響を及ぼしています。

さらに、この国道135号線は急峻な海岸線に沿って建設されているため、地震や集中豪雨による土砂崩れの危険性が常につきまとい、ひとたび交通が遮断されれば陸の孤島となることは過去の災害でたびたび経験しております。

今後は渋滞がなく、災害に強く、安全で短時間に近隣都市部と結ばれる伊豆縦貫自動車道路や伊豆スカイラインの南進を実現することが必要です。

また、住民生活に直結した町内の道路は幅員が狭く違法駐車等により、緊急車輛の通行もままならない状態であり、歩行者にとっても大変危険な個所が多く見受けられ、早急な改善が必要です。

## ●基本方針

現在事業実施中の伊豆縦貫自動車道を軸とし、これに繋がるアクセス道路の建設や伊豆スカイラインの南進など、広域幹線道路網の早急な整備と、国道135号線の渋滞解消について、近隣市町と連携し推進していくとともに、町道湯ヶ岡赤川線の継続や入谷地区農業集落道の延長、既存道路の拡幅を実施し、渋滞時や緊急時の迂回路としても効果を発揮する道路として整備していきます。また町内の狭隘道路の拡幅や歩道設置、バリアフリー化を進め、人々が親しみやすく安全で、快適な道路づくりに努めていきます。

## ●主要施策

- ① 伊豆縦貫自動車道路の早期完成及びアクセス道路整備の促進
- ② 伊豆スカイライン南進の早期実現の推進
- ③ 国道135号線の渋滞解消、防災対策、歩道設置等の推進
- ④ 町道湯ヶ岡赤川線、入谷地区農業集落道等、町内主要道路の早期完成の推進
- ⑤ 町道、県道等生活道路の拡幅と歩道設置やバリアフリー化の推進

## (2) 交通網

### ●現況と課題

私たちの町の生活交通には「伊豆急行」による鉄道、「南伊豆東海バス」によるバス路線がありますが、自動車交通の急激な発達と少子化等の影響により、公共交通機関の利用者は年々減少しています。今後、公共交通機関の規制緩和が進む中で、生活交通手段の確保に向けて関係機関を交えた総合的、かつ、抜本的な対策が課題となります。

### ●基本方針

民間会社が行う生活交通網整備を支援するとともに、自主運行バスの充実を図ります。

### ●主要施策

- ① 鉄道については駅等の施設の改良を支援します。また、バス路線については、他の機関等とも連携した利便性の向上、体系の整備を要請します
- ② 町が運行委託している自主運行バスの利便性の向上を図ります。

### 3 快適で安全な上下水道の整備

#### (1) 上水道

##### ●現況と課題

私たちの町の水道事業は昭和5年3月に創設され、町村合併後の昭和38年12月に第3次拡張事業認可を得て、上水道事業として歩みを始めました。その後、社会経済の急速な発展による生活形態の変化は、水需要にも大きな変化を生じさせるところとなり、現在第5次拡張事業を実施し、防災対策を兼ね対応を図っています。

しかし、バブル崩壊後の景気低迷は予想以上に長期化し、とりわけ観光立町である私たちの町では深刻な問題で、給水人口並びに給水収益は右肩下がり状況となり、厳しい財政環境に直面し、第5次拡張事業の進捗にも支障を生じるようになってきました。

このような状況から、さらなる経営の合理化が不可欠となり、計画的で着実な合理化の推進が急務となっています。

一方、主要施設の老朽化対応、さらには大規模災害への対応など懸案事項も山積していますので、中・長期的観点に立った企業運営の必要性があり、今後も経営の効率化を進め、安心安全な水道事業の運営に努めます。

水道施設の現況（平成18年3月31日現在）

（単位：戸、人、m<sup>3</sup>）

施設名	設置年度	行政区域内		計画給水人口	給水人口		1日最大配水量
		戸数	人口		戸数	人口	
東伊豆町上水道	昭和5年	6,362	15,022	18,000	6,278	13,711	23,461
大川簡易水道					397	806	912

資料 水道課

##### ●基本方針

経営合理化推進計画の着実な推進により、経営の効率化及び経営の安定化を図るとともに、事業実施にあたっては、必要性和投資効果を充分検討し、計画的な施設整備を図ります。

また、各水源の安定した取水対策及び計画的な給水能力の向上に努めます。

##### ●主要施策

###### ① 経営の能率向上推進

- ・施設の効率的利用を推進します。
- ・経営合理化推進計画の着実な推進、計画見直し及び更新を行います。
- ・水道料金の適正化を推進します。

② 浄水場施設改良事業

- ・浄水場施設改良総合計画を策定します。
- ・整備計画に沿った取水場改良事業を推進します。
- ・有事対応も兼ねた浄水場補修事業を推進します。
- ・水質管理体制の充実を図ります。

③ 第5次拡張事業の推進

- ・経営状況に応じた事業実施計画による給水能力の向上を推進します。

④ 施設整備、維持管理の充実

- ・道路整備部門など関係相互と連携し、併用工事等の実施による事業の合理化を図り、老朽配水管等の改良工事を推進します。

## (2) 下水道

### ● 現況と課題

私たちの町は、温暖な気候と豊かな自然に恵まれた住みやすい町といわれています。この優れた自然環境を将来にわたって保全し、後世に引き継ぐことは、現在に生きる私たちに課せられた大きな使命であります。

近年における産業の発展や、生活様式の変化などは、一方で利便性や快適性の向上をもたらしましたが、また一方では環境の悪化を招くこととなりました。

下水道は、住民が健康で安全快適な日常生活を営むうえで、今や欠くことのできない根幹的都市施設です。

私たちの町の公共下水道は未整備であり、各家庭・事業所からの雑排水や浄化槽処理水等は側溝により河川・海洋に直接排水されています。

今後は、快適で住みよい環境づくりのため、それぞれの地域の特性を考慮した総合的な汚水・生活排水対策を立て、住民の理解と協力のもとに下水道事業を推進していくことが必要です。

## ●基本方針

汚水・生活排水対策により、地域の実情にあった改善計画を立て、快適な生活環境づくりに努めます。

## ●主要施策

### ① 下水道の整備

- ・下水道基本計画を見直し、総合的な汚水・生活排水対策の下で下水道の推進をします。

### ② 合併処理施設の導入推進

- ・合併処理施設補助制度の充実を図り、合併処理浄化槽への切り替えと適正な維持管理の推進に努めます。

## (3) 雨水排水路の整備

## ●現況と課題

私たちの町では、市街地の雨水排水対策として、都市下水路事業により5地区123ヘクタールを整備し、道路上の雨水処理だけでなく、生活排水管路としても重要な機能を果たしてきましたが、町内では、地形上の制約から排水の放流先がなく、地下浸透に頼っている地域があります。

今後は、このような地域を重点に、排水路を整備して、浸水防止や公衆衛生の向上に努めることが重要です。

都市下水路の状況（平成18年3月31日現在）

地 区	処理面積（ha）	総延長（m）
水 下	28	550
稲 取	34	860
奈 良 本	29	660
棒 田	15	560
下小田原	17	1,230

資料：静岡県の都市計画

## ●基本方針

排水対策が遅れている地域を重点的に、都市下水路事業などを活用し、地域排水対策に努めます。

## ●主要施策

### ① 既存都市下水路に付加価値を

- ・事業実施済みの都市下水路は、現在、生活排水路として重要な位置付けになっていますが、この排水の放流先では河川や海の水質汚濁が目立つようになってきました。そこで排水浄化機能を設けるなどして、放流先の水質浄化に努めます。

### ② 排水対策未整備地区の解消

- ・都市下水路などの単独事業だけでなく、複合的な地域の基盤整備などに合わせて、排水対策未整備地区の解消に努めます。

## (4) 海・河川の整備

## ●現況と課題

便利で快適な生活をだれもが享受できる時代となってきましたが、その代償として、かつて美しかった海や川が、ごみや生活排水などにより徐々に汚れ、むしばまれてきています。

私たちの町には、2級河川の白田川をはじめ多くの河川がありますが、これらの河川には、未浄化の家庭雑排水などが側溝や小水路を伝わって流れ込み、川を汚しながら浜辺や港へと流下して、伊豆のシンボルでもある紺碧の海を汚染しつつあります。大切な海や川をこれ以上汚さないため、今後は下水排水整備を推進し、防災面と併せ、自然景観や動植物に配慮した河川、海岸の整備に努めることが必要です。

## ●基本方針

海や川は、山や森と一体のものであることを認識し、乱開発による自然破壊を防止し、森林の保全を図ることが大切です。また、災害に強く、しかも人や生物にやさしい多自然型の川づくり、下水・排水施設の整備や浄化槽の適正管理を推進し、清潔でやすらぎのある水辺空間の形成を目指します。

## ●主要施策

### ① 災害のない川づくり

- ・乱開発を防止し、植林・保育などによる森林保全を図ります。
- ・自然と共生した治水事業、河川の整備を推進します。

② 美しい海や川の汚染防止

- ・地域に適した下水道整備を推進します。
- ・合併処理浄化槽の設置を促進し、維持管理を啓発します。
- ・水質検査を実施し、汚染状況を調査します。

③ 心やすらぐ水辺空間を創造

- ・海岸や川岸の景観整備を推進します。
- ・住民参加による清掃作業などで、環境美化意識の高揚を図ります。

## 4 環境にやさしいごみ・し尿処理体制の充実

### (1) ごみ

#### ● 現況と課題

私たちの町のごみ処理基幹施設「エコクリーンセンター東河」は、河津町との共同施設（ミニ広域化事業）で平成15年に稼動し、ダイオキシン類対策やリサイクル促進は、大きな進捗がありました。

現在、環境に関する問題は、地球規模のものから地域レベルのものまで、複雑・多様化が進んでいます。中でも廃棄物の問題は、私たちの日常生活に直結し、その減量化や適正処理は特に重点的に取り組まなければならない問題の一つです。その解決を通じ、環境への負荷ができる限り低減される“持続可能な社会”いわゆる、「循環型社会」の形成を進めていく必要があります。そのために静岡県では「<sup>3</sup>R<sup>3</sup>」及び適正処理の推進を図っています。

私たちの町においても、住民、事業者及び行政のすべてが主体的に、また、連携、協働して、環境への負荷をできる限り少なくするために、①発生抑制（リデュース）②再使用（リユース）③再生利用（リサイクル）④適正処理という優先順位を踏まえた取組を進めて、「循環型社会」形成の基礎を創りあげて行くことが必要です。

県では、平成10年3月に作成したごみ処理広域化計画により、県下を7圏域に分け、それぞれの圏域において計画的な施設整備を図ってきました。しかしながら、現在、市町村合併の進展により、合併の枠組みと圏域の枠組みが異なる状況が生じ、従来の圏域を見直す必要が出ていますので、今後の計画では、県下7圏域を5圏域に改め、新たな圏域のもとで従来の施設整備等に加え、3Rの推進などのソフト面の充実を図っていきます。

年度別ごみ搬入量実績

(単位：t)

	平成15年度			平成16年度			平成17年度		
	東伊豆町	河津町	合計	東伊豆町	河津町	合計	東伊豆町	河津町	合計
可燃ごみ	(71%) 9,159	(29%) 3,702	(100%) 12,861	(70%) 8,933	(30%) 3,816	(100%) 12,749	(70%) 8,875	(30%) 3,824	(100%) 12,699
不燃ごみ	(73%) 285	(27%) 108	(100%) 393	(72%) 294	(28%) 116	(100%) 410	(71%) 293	(29%) 117	(100%) 410
粗大ゴミ	(74%) 160	(26%) 55	(100%) 215	(71%) 147	(29%) 60	(100%) 207	(73%) 149	(27%) 55	(100%) 204
資源ごみ	(63%) 309	(37%) 183	(100%) 492	(64%) 285	(36%) 160	(100%) 445	(69%) 310	(31%) 142	(100%) 452
缶(容包)	(69%) 109	(31%) 48	(100%) 157	(72%) 108	(43%) 43	(100%) 151	(71%) 99	(29%) 41	(100%) 140
瓶3種と埋立	(70%) 218	(30%) 92	(100%) 310	(70%) 212	(30%) 92	(100%) 304	(71%) 203	(29%) 84	(100%) 287
乾電池	(100%) 1	(0%) 0	(100%) 1	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0
合計	(71%) 10,241	(29%) 4,188	(100%) 14,429	(70%) 9,979	(30%) 4,287	(100%) 14,266	(70%) 9,929	(30%) 4,263	(100%) 14,192

資料：住民福祉課

## ●基本方針

清潔で快適な生活環境づくりを推進するため、公害防止対策等に万全を配したごみ処理の充実に努めます。また、ごみの減量化や容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法等の主旨を十分理解した分別、搬出・収集の周知徹底と、限りある大切な資源の有効利用や最終処分場の計画的な利用形態を図ると共に、この豊かな自然を大切に、不法投棄等をなくし、ごみのない美しいまちづくりを推進していきます。

さらに今後は、高度なごみ処理技術を導入し、生活環境の保全、リサイクルの推進及び効率的・経済的なごみ処理体制を図るため、現況の県下7圏域から5圏域に分け、伊豆半島5市5町を一つのごみ処理システムとした計画に積極的に参入し、広域的なごみ処理体制の整備を図っていきます。

## ●主要施策

### ① 不法投棄撲滅に向けた普及啓発の充実

- ・住民に対して、不法投棄の実態及び犯罪性を十分認識してもらい、自らも投棄者にならないよう、また、地域で不法投棄が行われないよう広報と普及啓発を図ります。

### ② 不適正処理に対する行政処分等の厳格な適用

- ・不法投棄等不適正処理を行った者に対しては、撤去指導を強力に行うとともに、廃棄物処理法に基づく行政処分を行います。

### ③ 容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画の策定・実施

- ・容器包装廃棄物の分別・収集の確立を図り、資源の再利用や減量化を推進します。

### ④ ごみの減量化の推進

- ・水分を多量に含んでいる生ごみを、生ごみ処理機（家庭用・業務用）による堆肥化利用を奨励し、ごみの減量化と廃棄物処理施設や最終処分場の延命に努めます。

### ⑤ 生活環境保全の推進

- ・住民、事業者及び行政が一体となって、「まずは1割」ごみ削減運動」を推進し大切な自然との共生を図り、住環境の整備に努めます。

### ⑥ 広域的なごみ処理施設の整備促進

- ・複雑・多様化しているごみ問題を重視し、現在、見直しされている静岡県ごみ処理広域化計画により、新たな圏域の下で従来の施設整備関連に加えて「<sup>スリー</sup>3 R」の推進等のソフト面の充実を図っていきます。

## (2) し尿

### ●現況と課題

私たちの町のし尿処理施設は、河津町との共設で昭和41年に設置し、老朽化により処理能力が低下したことから、施設を昭和63年に改築、現在の処理能力は36キロリットル／日となっています。

今後は、合併処理浄化槽の普及に伴う汚泥の排出量の増加などに対応するため、耐用年数を経過している設備、装置等について、部品等の交換や修繕を行い、適切な施設の運営を図ります。

し尿（浄化槽汚泥含む）処理状況

（単位：kℓ）

年 度	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
処 理 量	10,484.00	11,860.22	11,338.60	11,666.21	11,864.54	11,718.97
（東伊豆町分）	6,629.60	7,671.3	7,087.70	6,980.91	6,956.11	6,997.67

資料：東河環境センター

### ●基本方針

現有施設の維持管理及び施設整備の充実を図っていきます。

### ●主要施策

- ① 合併処理浄化槽等の普及に伴い汚泥処理の効率化を図ります。

## 2 安心空間を創造するまち

### 1 支え合い、助け合う社会福祉の充実

#### (1) 高齢者福祉

##### ●現況と課題

私たちの町の65歳以上の人口は、平成2年の国勢調査では2,184人でしたが、平成17年の国勢調査では4,330人と倍増し、今後も増加する見込みです。

平均寿命が伸び、核家族化の進行による一人暮らし、寝たきり、認知症等の高齢者が増加する一方、家庭における介護力の低下が懸念され、高齢者を取り巻く環境は、今後ますます厳しい状況となっていきます。

このような状況に、高齢者が住み慣れた町で、引き続き地域社会の一員として健康でいきいきと暮らすことができる対策、また、要介護、介護高齢者等に対するホームヘルパーやデイサービスの充実など、生きがい対策及び施設の整備の充実に取り組んでいく必要があります。

##### ●基本方針

高齢者が健康で生きがいをもって活躍できる環境と、要援護高齢者の自立促進並びに介護家族への支援が図られるよう、地域の支援体制の整備を推進していきます。

##### ●主要施策

- ① 地域における総合的ケアシステムの確立
- ② 利用しやすい保健福祉サービス及び医療との連携
- ③ 在宅ケアの重視
- ④ 寝たきり老人、認知症老人対策の推進
- ⑤ ヘルパーの充実
- ⑥ 高齢者保健福祉計画の推進
- ⑦ 東伊豆町地域福祉計画の推進

## (2) 障がい児（者）福祉

### ●現況と課題

障がい者自身と介護者の高齢化が進んでおり、介護が困難となってきた世帯が増えています。また、障がい児（者）数とともに障がいの重度化、重複化も増えています。

このような状況の中で障がい児（者）が、自立し、社会参加できるよう障がい児（者）、家族、関係諸団体及び機関の連携のもと、総合的な福祉サービス体制を充実させることが必要となっています。

### ●基本方針

障がい児（者）が地域で自立した生活を送り、各分野において交流や活動ができるような社会を目指し、障がい児（者）に対する理解を求めます。

さらに、保健・福祉サービスの担い手となる人材の確保、障がい児（者）福祉サービスの充実に努めます。

### ●主要施策

- ① 障がい児（者）に対する理解と認識の推進
- ② 健康医療の充実
- ③ 安心して生活できる在宅支援の充実
- ④ 社会参加の推進
- ⑤ ボランティアの確保

## (3) 児童福祉

### ●現況と課題

近年の少子化の進行や共働き世帯の増加に加え、家庭や地域の子育て機能の低下による子育て環境の悪化が私たちの町においても進行しています。

一方、保健センターで実施している育児相談、すくすくサークルのほか、保育ママ制度の導入など子育て環境の整備を進めていますが、子育て支援の中心となる保育所や地域子育て支援センターなどの施設が不足しています。

今後は、子育て家庭を支援していくために、育児相談や保育所の整備など、児童環境づくりの基盤整備が課題となっています。

## ●基本方針

子どもにやさしいまちづくりを推進し、児童環境づくりの基盤整備と、育児・健康相談などの育児支援や、保育所・地域子育て支援センターの整備建設、子育て家庭への経済的支援など児童福祉の充実を図っていきます。

## ●主要施策

- ① 児童環境づくり推進委員会の活動の推進
- ② 家庭や子育てに関する啓発・普及
- ③ 子育てに関する相談体制の充実・強化
- ④ 児童環境づくり指導者の育成
- ⑤ 親、学生等に対する子育てセミナー等の開催
- ⑥ 保育所の充実
- ⑦ 乳幼児医療費助成制度の充実
- ⑧ 放課後児童クラブは教育委員会と連携を図り推進します

## (4) 母（父）子福祉

### ●現況と課題

生活スタイルの多様化や結婚に対する意識の変化などにより、結婚によらない出産や離婚が増え、母（父）子家庭が増加傾向にあります。

増加する母（父）子家庭の中には、すぐには就労自立することが困難なケースが多くあり、一時的、又は一定期間継続的な就労支援・自立支援の推進等を促し、母（父）子家庭の安定した生活と、子どもが健やかに育てられる社会環境づくりの整備が課題となっています。

### ●基本方針

母（父）子家庭の生活を安定させるための支援を推進し、子どもが健やかに育てられる環境整備を図っていきます。

### ●主要施策

- ① 家庭における子育てと仕事の両立支援の推進

- ② 相談体制の充実
- ③ 母（父）子生活支援体制の推進
- ④ 母子家庭等医療費の助成

## （5）国民健康保険

### ●現況と課題

就業構造や社会構造の変化により、被用者保険者等の国民健康保険への加入が多くみられるなど、現在の経済状況を反映し多くの問題が生じています。

また、医療技術の高度化・多様化及び制度改正により、医療費の多くを占める70歳から74歳までの高齢者の加入が続き、国民健康保険財政を圧迫しています。被保険者の負担が過大なものとならないようにするために、医療費の適正化、効率化を進めることが急務となっています。町内経済状況が厳しい中で保険税の収納率の低下が問題となっています。国保会計の健全運営を維持するうえで根幹となるものであり、収納率の向上を目指していくことが必要です。

国民健康保険加入状況の推移（各年3月31日現在）

（単位：世帯、人、％）

年 度		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
被保険者世帯数		3,900	3,994	4,023	4,088	4,075
被保険者数		8,256	8,368	8,292	8,257	8,155
加入率	世 帯	63	65	65	65	65
	人 員	53	54	54	55	55

資料：健康づくり課

### ●基本方針

高齢になっても健康に生活できる環境づくりを推進し、自分の健康に関心を持ち健康管理意識を向上させ、疾病の早期発見早期治療へつなげ、医療費の抑制を図ります。

### ●主要施策

- ① 医療費の軽減
  - ・ 疾病の早期発見、早期治療を奨励し、医療費の軽減に努めます。
- ② 収納率の向上

- ・悪質な滞納者に対し、短期保険証や資格証明書を交付し、納税意識を促し収納率向上を目指します。
- ・臨宅徴収を強化するとともに、新規滞納者を作らないよう徹底した収納を行います。

### ③ 健康づくり事業の推進

- ・重複、頻回受診者に対する保健師の訪問活動の推進や各種検診の受診率の向上、生活習慣病につながるメタボリック症候群対策を推進し、健康意識の向上を図ります。

### ④ 医療費の適正化

- ・医療費適正化のためレセプト点検の充実強化を図り、再審査請求を推進します。

### ⑤ 特定検診・特定保健指導の推進

- ・医療制度改革により、糖尿病等の生活習慣病に着目した検診（特定検診）及び保健指導（特定保健指導）が、40歳以上74歳以下の方を対象として、平成20年4月より保険者に義務付けられますので、保健予防係と連携し事業の推進に努めます。

## （6）介護保険

### ●現況と課題

介護保険制度は、介護を社会全体で支える制度として平成12年4月にスタート以来、在宅サービスを中心にサービス利用が急速に拡大するなど、老後の安心を支える仕組みとして定着してきました。

その一方で、要介護者、中でも要支援や要介護1の軽度要介護者が急増し、制度から給付される費用も年々増大しています。2025年をピークとする高齢社会に向け、制度を安定的に運営するためには、要介護者を増やさない、重度化させない取り組みが課題となっています。

基盤整備については、介護サービスの根幹をなす居宅介護支援事業者の適正な介護サービス計画の充実と、きめ細かなサービスをする事業者の育成指導が必要となります。

施設サービスについては、特別養護老人ホームや老人保健施設を、下田市を含む賀茂郡の伊豆圏域で考えていく必要があります。また、住み慣れた地域での生活の継続ができるよう地域密着型サービスが新たに創設されました。

### ●基本方針

要援護高齢者の生活基盤である家庭や住み慣れた地域の中で、最も適したサービスが継続的かつ効率的に提供されるよう、地域の高齢者やその家族の情報・ニーズを把握し、保健・福祉・医療・介護

の持つ機能が有機的に連動した、相談からサービス提供に至る情報網の構築と地域全体で要援護高齢者を支援するシステムの確立を図っていきます。

## ●主要施策

### (1) 地域包括ケア体制の整備

高齢者が住みなれた地域で尊厳のある生活を継続することができるよう、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供されることを目指し地域包括支援センターを設置しました。

地域包括支援センターは、公正・中立な立場から、①総合相談支援②虐待の早期発見・防止などの権利擁護③包括的・継続的ケアマネジメント支援④介護予防ケアマネジメント⑤福祉・保健・医療と介護との連絡調整という5つの機能を担う、地域の中核機関として位置付けています。

### (2) 介護予防（新予防給付）の推進

介護保険の基本理念である「自立支援」をより徹底する観点から、現行の予防給付 について、対象者の範囲、サービス内容及びケアマネジメントを見直し、「新たな予防給付」へと再編します。

### (3) 介護予防拠点の充実

地域の実情に応じ、高齢者が要介護状態になることや、状態がさらに悪化することを予防するための事業や健康増進のための事業を進めるとともに、介護知識・介護方法の普及を図ることが必要であり、これらの事業を実施する拠点を充実させていきます。

### (4) 基盤整備の充実

介護保険の安定運営を目指し、高齢者保健福祉施策との連携により介護予防・生活支援面での施策を図るとともに、基盤整備を進めていきます。

## (7) 老人保健（高齢者）医療

### ●現況と課題

私たちの町の老人医療費は、高齢化の進展とともに年々増加傾向で推移しています。こうした背景には、高齢者の特徴として「病気にかかりやすい」「入院した場合には長期になりやすい」などの傾向があります。

この医療費の増加を抑制するために、壮年期からの予防や早期発見等の対策が必要であり、保健師による保健事業を推進し、生涯を通じて「健康づくり」に取り組める環境の整備を推進することが大切です。

これらの事業を進めるため、老人会など各種団体等と関係機関が連携していく必要があります。

また、国民皆保険を堅持し、将来にわたり持続可能なものとしていくため、新たな高齢者医療制度が創設され、県下の全市町が加入する静岡県後期高齢者医療広域連合が運営し、平成20年4月よりスタートします。

老人保健医療費の推移（各年度末の3月31日現在）

年 度		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
受 給 者	国民健康保険	1,871人	1,965人	1,937人	1,860人	1,781人
	社会保険	482人	477人	441人	415人	389人
	計	2,353人	2,442人	2,378人	2,275人	2,170人
1人当たり医療費		685,004円	645,457円	646,277円	740,075円	773,356円

資料：健康づくり課

### ●基本方針

老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に充実し、住民の健康の向上及び老人福祉の増進に努めます。

### ●主要施策

- ① 保健指導の推進
- ② 老人医療の啓発活動の推進
- ③ 健康づくり教室の充実と参加の推進
- ④ 温泉を利用した健康増進
- ⑤ 重複・多受診の抑制の強化

- ⑥ 医療費適正化対策の推進
- ⑦ かかりつけ医（ホームドクター）の推進

## （8）国民年金

### ●現況と課題

全国的な国民年金保険料の収納率低下や、少子化の進行などから、将来の年金制度への影響が懸念されています。また平成14年度より、今まで町で行っていた事務が一部の法定受託事務を残し国の直接執行事務となっているため、被保険者の各種届出や申請手続き等に影響を及ぼさないよう被保険者の利便性を図ることが課題となっています。

### ●基本方針

市町村の処理する国民年金関係の法定受託事務は一部に限られていますが、町では年金制度の周知をはじめとして、被保険者の利便性を確保するために年金窓口の充実を図ります。

### ●主要施策

- ① 国民年金窓口の充実

## 2 安心して暮らせる保健・医療の充実

### （1）保健衛生

#### ●現況と課題

健康づくりは、各個人における取り組みが基本となっていますが、日常生活において継続的に取り組むことには限界があると思われます。

そのため、健康づくりを手軽に楽しく実践できる仲間や組織など、個人をサポートする地域活動が非常に大切なものとなっています。

私たちの町では、地域の健康づくりの担い手として保健委員や健康づくり食生活推進員、健康づくりボランティア等が活動していますが、さらに健康づくりを促進するためには組織の育成、活動支援及び体制の強化をしていく必要があります。

本格的な高齢時代を迎える中で、各種保健事業や健康づくり事業等を、保健福祉センターやアスト会馆（介護予防拠点施設）、いきいきセンターなどを中心に実施し、各世代に対応した総合的な地域保

## 第1章 快適・安心・やすらぎのまち

健体制の整備を図り、住民の健康づくりを積極的に推し進める必要があります。

また、核家族化に伴い、墓園の利用希望者も増え、今後整備の必要があります。公衆衛生や環境衛生では、そ族昆虫の駆除や合併処理浄化槽の普及を目指し、快適な生活環境づくりに努めていくことが必要です。

各種検（健）診人員の推移

（単位：人）

年 度	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
基本健康診査	1,153	1,357	1,260	1,299	1,339	1,316
大腸がん検診	1,099	1,276	1,091	1,228	1,290	1,267
胃がん検診	1,027	1,177	1,220	1,316	1,204	1,128
子宮がん検診	243	262	436	518	510	476
肺がん検診	1,569	1,564	1,863	2,046	1,980	1,358
乳がん検診	174	223	400	520	408	229

資料：健康づくり課

### ●基本方針

#### [ 保 健 ]

保健・医療に対する住民の意識の高揚を図るとともに、医療機関と連携を図り健康づくりを進め、検（健）診、相談及び訪問体制の充実と、子どもから大人まで生涯を通した中で自分の健康は自分で守るということに加え、地域ぐるみで健康づくりを進めるための健康管理体制の強化を図ります。

#### [ 衛 生 ]

公衆衛生や環境衛生では、関係機関の協力を得ながら、食中毒の防止、そ族昆虫駆除や合併処理浄化槽の普及に努め、快適な生活環境づくりを図ります。

### ●主要施策

住民一人ひとりの健康を実現するため、健康づくりの推進体制の充実を図ります。

#### ① 住民の健康意識を高める事業の推進

- ・年1回の健康診断を奨励推進します。
- ・健康相談、栄養相談及び健康づくり教室を充実します。
- ・保健師・栄養士による各家庭への訪問指導（乳幼児～高齢者）を実施します。
- ・精神保健福祉を推進します。

② 団体の育成、支援、活用及びその推進

- ・健康づくり食生活推進員の育成及び支援をします。
- ・健康づくりボランティアを育成します。
- ・その他各種団体への健康づくりの研修を実施します。

③ 公衆衛生の充実

- ・関係機関の協力のもと、食中毒防止について食品管理の指導をします。
- ・よりよい生活環境を維持するための合併処理浄化槽の普及促進を図ります。
- ・町営稲取上野墓園を整備します。

(2) 医療

● 現況と課題

医学の進歩により私たちの平均寿命は大幅に伸びています。しかしながら、急速な高齢化とともに、疾病全体に占める生活習慣病の割合は大きく増加しています。

また、私たちの町には現在、医療機関3ヶ所、一般診療所10ヶ所、歯科診療所6ヶ所が開設されていますが、高度な医療による早期発見・早期治療を目指し、今後ますます保健医療の充実が望まれています。

これらの病院、診療所、かかりつけの医師等は、治療はもとより疾病予防においても大きな役割を担うことが期待されています。

医療施設の状況

平成18年4月1日現在

種 別		施 設 数	病 床 数
医 療 施 設	病 院	3ヶ所	600床
	一般診療所	10ヶ所	19床
	歯科診療所	6ヶ所	—

資料：静岡県

● 基本方針

保健医療の専門家の協力のもとに保健医療体制の整備を促進し、すべての住民が健やかで、心豊かに生活できるように努めます。

## ●主要施策

- ① 保健・医療の関係者の協力のもとに、各種保健事業を進めていく上で、充実した体制づくりに努めます。また、その具体策として、生活習慣病の一次予防に重点を置いた保健・医療（事業）の充実強化を図ります。
- ② 医療機関との協力体制を整えながら、救急医療体制の充実に努めます。
- ③ 新しい病院の誘致を図ります。
- ④ 新しい診療科の創設を要請します。

## 3 暮らしを守る消防・防災・交通安全・防犯体制の充実

### （1）消防

昭和58年に発足した常備消防は、現在人員34名、消防車両9台となり、このほかに消防団が9箇分団、定員330名で編成されていますが、消防職員の高齢化や消防団員の若者人口の減少、町外勤務者の増加による団員の確保が難しくなっているため、火災やその他の災害出動時の対応に苦慮するようになってきています。

消防施設では、消防車両、防火水槽等はおおむね整備されてきていますが、大規模災害時等に必要な特殊資機材の充足が早急に必要となっています。

このほか町内には多くの旅館やホテルなどがあり、これらの防火対象物に対する防火指導や、今後高齢者の増加に伴う独居老人の防火対策の推進なども必要となっています。

救急業務については、1次的には、まず、町内の医療機関に搬送し、その医療機関の判断により、必要に応じて高度医療機関へ搬送する仕組みになっていますが、近年は高度な救急治療を要するものが多く、直接町外の医療機関に搬送する事案が増えているため、平成13年度に導入した高規格救急自動車や、平成16年3月より運行が開始された静岡県東部ドクターヘリの役割は大きなものがあります。この有効活用のためには、地域医療機関と密接に連携した、高度救急体制の構築が必要となります。

また、心臓突然死を防ぐため、平成16年7月からAED(自動体外式除細動器)の使用が一般市民にも認められるようになり、多くの人が集まる公共施設等への設置が進んでいます。町内ではアスト会館及び保健福祉センターへ設置されていますが、今後、より多くの施設への設置と、町民に対してAEDの使用方法を含めた救命講習の普及啓発に努めていきます。

## 第1章 快適・安心・やすらぎのまち

消防・救急業務も年々複雑化、多様化する中で、消防職員の高齢化が進んでいます。このため、消防体制の整備及び確立を図る観点からも、広域化の推進に取り組む必要があります。

なお、消防団員の確保についても、退団年齢の引上げによる再入団員及び女性消防団員の採用を考慮した中で、団員の確保対策を図っています。

A E D (自動体外式除細動器)とは

心臓が小刻みに震え、全身に血液を送ることができなくなる致死性の不整脈となったとき、心臓に電氣的ショックを与え、正常な状態に戻す器械です。

消防体制・施設の状況 (平成18年度現在)

区 分	消 防 署	消 防 団
設 置 数	1	9
人 員	34人	330人
消防ポンプ自動車	2台	9台
梯子(屈折)自動車	1台	—
救助工作車	1台	—
救急自動車	2台	—
その他の消防自動車	3台	8台

資料：消防本部

### ●基本方針

消防施設・消防装備の充実や消防署員・消防団員の確保を図るとともに、高度救急医療にも対応できるよう医療機関との協力体制を整え、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

### ●主要施策

- ① 消防装備の近代化及び消防施設の充実
- ② 消防署員及び消防団員の確保と消防技術向上の推進
- ③ 地域医療機関との連携による高度救急業務体制の推進
- ④ 火災予防の推進

## (2) 防災

### ●現況と課題

私たちの町では、「東伊豆町地域防災計画」や「東伊豆町水防計画」に基づき、東海地震や神奈川県西部地震等の大規模地震災害や大雨、台風による風水害を想定し、救護備品や非常用食糧等の配備や、飲料水兼用貯水槽の設置、津波被害を想定した水門の設置、大雨による水害を防止するための水路等への水門の設置、災害時の防災拠点となる公共施設の耐震化など、防災施設等の充実を図ってきました。

さらに、「自らの命は自ら守る。自らの地域は皆で守る。」を基本に、各自主防災組織の強化充実のため、地域防災指導員を置き、各自主防災組織に防災委員を委嘱し、小学生、中学生、各地区役員等に対する災害図上訓練（DIG）の実施など、住民の防災意識の向上、地域防災力の強化に努めてきました。

しかしながら、東海地震など大規模地震の切迫性が言われてから年月が経過し、地震等による「災害の怖さ」への意識は薄れ、地域の防災意識を支えてきた過去の大規模地震の経験者も少なくなるなど、防災に対する意識を維持・向上させていくことができるかが、課題となっています。

また、テロ等による緊急対処事態及び武力攻撃事態等から国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的として、平成16年6月に「国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）」が制定され、町においても、武力攻撃事態等から安全かつ迅速に住民を避難誘導することが求められています。

今後は、災害のみならず、武力攻撃事態等の非常事態から住民の生命、身体及び財産を守るため、防災対策のより一層の充実強化と、住民の防災意識の高揚が重要な課題となっています。

### ●基本方針

自然災害（地震、大雨、台風等）及び人的災害（緊急対処事態、武力攻撃事態等）から住民の生命、身体及び財産を守り、住民が安心して暮らせるまちづくりのための整備を行うとともに、防災に対する意義及び重要性について住民の理解を深め、災害の未然防止又は軽減（減災）を図ります。

### ●主要施策

- ① 避難所等の建築物の耐震化
- ② 避難者及び被災者に対する医療体制の充実

- ③ 住民の防災意識の高揚を図る
- ④ 要援護者の把握及び避難支援の体制整備

### (3) 交通安全・防犯

#### ●現況と課題

##### [ 交通安全 ]

交通事故件数は全国的に依然として増加傾向にあり、特に高齢社会となっている昨今、高齢者ドライバーが関係する事故の急増や若年ドライバーの暴走運転による事故も後を絶たない状況です。

私たちの町でも高齢化が進み、全交通事故件数中、高齢者の関係する事故が大きな割合を占めています。また、自動車保有台数が「一家に1台」から「一人に1台」の時代に完全に移行し、駐車場不足から路上駐車による交通障害の問題も深刻化しています。

このため、高齢者事故対策、路上駐車対策及び未来を担う児童・園児を中心とする交通安全教育の充実を重点とし、警察、町交通安全対策委員会、地区交通安全協会等と協力し、交通安全思想の高揚と交通事故防止に努めていく必要があります。

##### [ 防犯 ]

私たちの町における犯罪の発生は減少傾向にありますが、情報等の氾濫により青少年の犯罪は低年齢化が進み、増加傾向がみられます。

このため、地域や関係機関と連携し防犯の啓発やパトロール等を行い、青少年健全育成のための活動が図られています。今後も、家庭や地域を含め住民全体での防犯活動や非行防止の推進が必要となっています。

#### ●基本方針

##### [ 交通安全 ]

「人命尊重」の理念に基づき、町民の安全と安心を確保するために、交通事故がもたらす社会的・経済的損失にも配慮して、究極的には交通事故のない社会を目指すべきであると考えています。

このような観点から、高齢者及び児童・園児の交通事故防止を重点に、交通安全思想の普及と交通安全意識高揚を図るとともに、歩行者のみならずドライバーも安心して通行できるよう、交通安全施設の整備の充実や違法駐車対策に係る施策を策定し、これを住民の理解と協力の下、強力で推進して

いきます。

[ 防 犯 ]

地域・家庭・関係機関と連携し、防犯意識の啓発及び啓蒙運動を推進するとともに、防犯体制の整備を図ります。

●主要施策

[ 交通安全 ]

① 交通安全施設の整備・充実

- ・歩行者、ドライバーが安心して通行できる道路の整備・充実を図ります。
- ・カーブミラー、ガードレール、街路灯などの交通安全施設の整備・充実を図ります。

② 交通安全思想の普及、交通安全意識の高揚及び交通安全教育の徹底

- ・年4回の交通安全運動の充実と、イベント時等における交通安全啓発活動の推進を図ります。
- ・各幼稚園、小学校における交通安全教育の徹底と反射材等の配布を行います。

③ 違法駐車対策の推進

- ・平成18年6月1日より道路交通法が改正され、違法駐車に対する取締り強化が実施されています。町としても更なる取締り強化を警察等に依頼するとともに、町民 に対し周知徹底を図ります。

[ 防 犯 ]

① 防犯体制の充実

- ・行政と地域が一体となり、防犯意識の高揚を図ります。
- ・イベントの実施や広報誌等の活用により防犯運動を推進します。
- ・関係機関と協力しパトロール等を実施します。

## 3 やすらぎ空間を創造するまち

### 1 緑と海の自然を生かした、ゆとり、やすらぐ生活環境の整備

#### (1) 自然環境との共生

##### ●現況と課題

私たちの町は豊かな自然に恵まれています。天城山系の山々と相模灘に囲まれ、風光明媚な町が形成されています。

しかし、丘陵地が海岸近くまで迫っており、この丘陵地により6つの地域に分断され平坦地が非常に少ないのが現状です。

このため、各地域ともそれぞれの地域の特色を生かした生活環境が形成されています。

今後は、自然環境との調和を図りながら、各地域の実情にあった生活環境の一層の整備充実を推進し、すべての住民がこの町で生活できて良かったと思えるような住環境整備をすることが課題です。

##### ●基本方針

豊かな自然と調和のとれた生活環境の整備を図り、住み良いまちづくりを推進します。

##### ●主要施策

- ① 将来へ引き継ぐ財産となる自然環境の保全
- ② 自然環境と調和のとれたまちづくりの推進
- ③ 豊かな自然を生かした公園広場の整備の推進
- ④ 環境美化運動の推進
- ⑤ 自然保護意識の高揚

#### (2) 公共施設

##### ●現況と課題

私たちの町の公共施設は、各地区に整備されている地区集会施設、保健福祉センター、図書館、各学校の体育館、町立体育センター、役場庁舎等が主なものです。

これらの施設は地域住民の自治会活動、文化活動などの活動拠点となるとともに、区民同士の交流

の場として利用され、災害時には住民の避難場所としても利用されるものです。また、各地に整備されている老人憩いの家は、お年寄りの交流の場・ふれあいの場として利用されています。

今後は、既存の公共施設のより一層の充実を図るとともに、将来は文化活動の拠点施設の整備推進を考慮に入れた公共施設整備が、これからのまちづくりの大きな課題となってきます。

## ●基本方針

各地区の集会施設、老人憩いの家等の充実を図るとともに、町の施設の充実を推進し、将来は文化活動の拠点となる施設整備を検討していきます。

## ●主要施策

### ① 施設の整備・充実

- ・地区集会施設や老人憩いの家等の施設を、子どもからお年寄りまでが安心して利用できるような整備充実を図り、地域活動の拠点としての機能強化に努めます。
- ・住民の活動拠点となる公共施設の充実を図るとともに、将来は文化活動の拠点となる施設の整備を検討していきます。

## (3) 住宅・宅地（居住環境）

### ●現況と課題

私たちの町は、山地や丘陵地が海岸近くまで迫っており、海沿い、川沿いの平地や丘陵斜面に沿って、住宅地や農地が形成されています。中でも漁港や温泉街の周辺に集中して発展してきた地区は、路地状の狭小な土地に家屋が密集し、道路幅も狭く、防災上の面からも良好な居住環境といえません。

今後は、これら既存住宅密集地の環境改善や防災対策を図るとともに、周辺地域において人口増加の手段となりうるような住宅地の整備が課題です。

また、町営住宅は築30年以上を経過していますが、当時の建築構造のままですので、現在に合った豊かな住環境の整備や住みよい構造への対応が課題となります。

### ●基本方針

既成市街地の居住環境の向上や防災対策及び未利用地の有効活用、周辺地域への新たな住宅地整備の促進と無秩序な市街化の防止を図り、ゆとりとやすらぎのあるまちづくりを推進します。

また、時代に対応した住環境の整備や高齢者・幼児・子どもの住みよい空間を目指し、安心して暮らせる町営住宅の整備に努めます。

## ●主要施策

### ① 町営住宅の住環境の整備

・町営住宅の老朽化が進んでいるため、耐震整備、雨漏り防止対策等の住環境の整備を促進します。

### ② 住宅防災対策

・老朽家屋や木造住宅の耐震診断や補強工事を促進します。  
・生け垣づくり事業を推進し、ブロック塀等の倒壊による被害を無くし、景観の向上に努めます。

### ③ 既成市街地の整備

・住宅密集地における居住環境の向上及び狭隘道路の解消に努めます。  
・空き地を利活用した小公園等オープンスペース整備を促進します。

### ④ 新市街地の整備

・既成市街地周辺地区に新たな住宅地整備を促進するとともに、無秩序な宅地開発の防止に努めます。

## 2 資源の有効利用の推進

### (1) エネルギー

#### ●現況と課題

現在、エネルギーの大部分を原子力及び化石燃料に頼っているため、使用済核燃料などの廃棄物処理やCO<sub>2</sub>等温室効果ガスの増加、地球温暖化（気候変動）や人体へ及ぼす影響が懸念されています。また、限りある資源を利用しているため、将来枯渇する問題を含んでいます。

このような背景から、クリーンエネルギーに対する関心が非常に高まっています。

これら諸問題に対応するため、クリーンエネルギー対策を一層推し進める必要がありますが、私たちの町ではCO<sub>2</sub>削減に寄与できる風力発電にも積極的に取り組んでいます。

また、公共施設整備や新しい住宅の建築時に官民一体となって、エネルギー対策を推進する必要があります。

## ●基本方針

クリーンエネルギー（太陽光・風力ほか）の活用・導入促進を図るとともに、助成制度のPRに一層努めます。

## ●主要施策

### ① 町で導入可能なエネルギー対策の調査研究

- ・太陽光発電等の導入研究を民間と協力して行い、効率の良いクリーンエネルギー導入研究を行います。

### ② クリーンエネルギー導入助成制度利用の広報の実施

- ・住民のクリーンエネルギー（太陽光発電）システム設置に対する公的補助制度利用のPRを推進します。

### ③ 公共施設へのクリーンエネルギー導入の推進

- ・公共施設整備の時は、太陽光発電等クリーンエネルギー対策を優先的に実施します。

### ④ 啓発活動の実施

- ・地球温暖化（気候変動）、エネルギーセキュリティ等について正しい知識を提供し、クリーンエネルギーの重要性を啓発します。

## 第2章 翔き・輝き・伸びるまち

- 1 特色を活かした未来に翔くまち
- 2 特色を活かした未来に輝くまち
- 3 特色を活かした未来に伸びるまち

# 1 特色を活かした未来に翔くまち

## 1 ホスピタリティあふれる観光産業の充実

### (1) 観光

#### ●現況と課題

21世紀は大交流時代といわれ、国においても観光産業は21世紀の経済を牽引する基幹産業として期待されています。しかし、私たちの町を含む現在の国内旅行の受け入れ体制は、未だ団体客を対象とした一泊二食宴会型の旅行形態中心から脱却せずに、様々な個人・家族・小グループ旅行者のニーズと合致していないのが現状です。

こうした旅行者は、価格に対して受けたサービス等の満足度の基準が高いため、旅行者が求める多様な要求に対応できる豊富な選択肢を確保する努力が必要となります。

私たちの町の観光資源は、相模灘に面した美しい海岸線や緑の山々などの恵まれた自然環境、豊かな温泉、熱川バナナワニ園・伊豆バイオパークをはじめとする観光施設が中心となっています。これらに加え、現在増加している滞在型観光の受け入れや修学旅行の誘致に繋がる、山・海の自然環境を活かした体験農業や体験漁業が可能な環境整備が必要であり、新たな観光資源の確保のため積極的に取り組む必要があります。

また、高齢社会の進展や健康ブームの中、療養や保養を目的とした旅行が増大することが予想されるため、温泉を利用したウエルネス・療養や、外国人の受け入れができる保養型観光地づくりへの取り組みも必要となってきます。

さらに、今後観光地として必ず求められるのが駅の昇降階段、観光トイレ、道路の段差等のバリアフリー化です。障害者、高齢者等が容易に旅行できるよう最大限の努力を払うことが必要となります。

個々の施設においては、提供するサービスの詳細な情報を伝達する手段としてITを積極的に活用することが必要です。ITの積極的な活用は、大交流時代＝大競争時代といわれる21世紀を生き残るために不可欠といえます。

観光の原点はホスピタリティの精神ですが、旅行者を温かく迎えることは観光地として当然のことであり、観光関係者のみならず住民全体でホスピタリティあふれる観光地づくりを進めることが必要です。

## ●基本方針

海外旅行が増加し国内旅行が伸び悩んでいる中、高速交通体系の発展等による全国総観光地化現象は旅行者の争奪戦状況を演出しており、国内の観光地を取り巻く環境は極めて厳しいものがあります。

恵まれた自然環境や豊かな温泉資源を保有する私たちの町は、今後の旅行ニーズの主流となりつつある滞在型観光、体験型観光、人とふれあい心を癒す観光等の可能性を持ち合わせてはいるものの、その素材を十分に活かしていません。観光地の原点である「もてなしの心」を具現化するため、他産業との連携を深めながら諸施策を推進します。

また、2009年3月に開港予定の「富士山静岡空港」を活用し、国内遠隔地や外国人観光客の誘客に向けての取り組みを推進します。

## ●主要施策

### ① 特色を生かした観光地づくりの推進

- ・各地域の特色を活かした観光地づくりを推進します。
- ・ホスピタリティあふれる観光地づくりを推進します。
- ・高齢者社会・健康ブームに即応し、豊かな温泉を利用した療養・保養型観光地づくりに取り組みます。

### ② 他の産業との連携による振興

- ・農林水産業と連携を図り、グリーンツーリズム・ブルーツーリズムに対応できる滞在型、体験型観光の受け入れ施設整備を推進します。
- ・「港の朝市」を始めとした地産地消システムの確立を図ります。

### ③ 観光施設整備の推進

- ・自然環境を活かした観光施設整備を推進します。
- ・観光トイレ等のバリアフリー化を推進します。

### ④ 組織体制の強化充実

- ・観光関係団体の組織・体制の強化充実への支援を積極的に行います。

### ⑤ 「富士山静岡空港」を活かした誘客の推進

- ・新空港の開港にあわせ、県及び関係市町と連携し、今まで1泊圏外であった北海道、九州、沖縄及び東南アジアを中心とした観光客の誘致を図ります。

## 2 特色を活かした未来に輝くまち

### 1 活気ある農林漁業の振興

#### (1) 農業

##### ●現況と課題

私たちの町では、農家数及び農業就業者数ともに減少傾向にあり、平成17年では379戸、1,112人となっています。また、経営耕地面積も同じように年々減少し、平成17年には田6.2ヘクタール、畑29.9ヘクタール、樹園地174.4ヘクタールとなっています。

山林原野が多く、耕地面積が限定されている中で、柑橘を中心とした農業展開が図られてきましたが、産地間競争の激化などから、長い間柑橘の低迷が続き、柑橘から花き、イチゴ等の栽培に一部の農家が移行するなど、経営の発展を図るうえでの施設園芸の導入が進んでいます。

今後、柑橘については、高品質生産を目標に品種更新と栽培管理の徹底を図り、その他農作物についても、新品種の導入により生産性の向上と、農業経営の安定に努めるため、中山間地域総合整備事業を柱とした農地造成、農道整備等を実施し、農業基盤の整備充実を図るとともに、中山間地域等直接支払制度や農地流動化地域総合推進事業等を活用し、農地の有効利用や保全を進めていく必要があります。

さらに、就業者の高齢化、後継者問題、耕作放棄地の増加、販売価格の低迷等による他産業への転職が進む中、経営体系の見直しを図り、小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、農業経営に対する女性の参画、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供など、農業生産者に対し、新たな魅力ある農業生産体制の整備が必要となっています。

## 農業の推移

年次		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総農家数(戸)		562	483	443	379
農家人口(人)		2,547	2,141	1,935	1,112
専兼業別 (戸)	専業農家	123	91	91	74
	第1種兼業農家	86	96	64	55
	第2種兼業農家	353	296	288	135
経営耕地面積 (アール)	田	1,278	1,793	950	622
	畑	3,953	4,118	4,382	2,993
	樹園地	27,236	24,436	22,677	17,449
	計	32,467	30,347	28,009	21,004
1戸当たり平均(%)		57.8	62.8	63.2	55.4

資料：農林業センサス

## ●基本方針

中山間地域総合整備事業を柱とした農業基盤整備の実施や、新品種の導入による産地化、農業環境の変化に対応した新たな農業生産体系の見直しなどを行うことにより、やりがいのある農業の環境づくりに努めます。

## ●主要施策

## ① 優良農地の確保

- ・「食料・農業・農村基本法」の理念に基づいた総合的な土地利用計画や用途地域の指定に合わせた農業振興地域整備計画の策定を行い、農地の適正管理、運営と農地転用の規制等による優良農地の確保に努めます。
- ・中山間地域等直接支払制度の活用により、耕作放棄等の発生を防止し、農地面積の確保に努めます。
- ・グリーンツーリズムへの関心が高まる中、高齢化、後継者不足等により集約できない荒廃農地や遊休農地を観光資源としての活用を図ります。
- ・農地流動化地域総合推進事業などを利用し、農地の有効利用を図ります。

② 農業環境等の整備

- ・ 中山間地域総合整備事業を中心に各種事業（農地造成・農村公園・農道整備）を展開し、農業基盤整備を積極的に推進します。
- ・ 農免農道の整備を進め、流通経路の確保を行います。

③ 新品種の導入と高品質作物の生産推進

- ・ 収益性の高い新品種の導入促進と、消費者要望にあった高品質作物の生産推進に努めます。

④ 農業生産体系の見直し

- ・ 後継者の育成・確保
- ・ 農業経営に対する女性の参画
- ・ 高齢者に優しい農業の推進

⑤ 他産業との連携

- ・ 農業の多面的な機能を利用した「グリーンツーリズム」を推進し、第3次産業との連携を図ります。
- ・ 漁業や林業等第一次産業をはじめとし、2次・3次産業と連携をした朝市の充実と、新たに地産地消を視野に入れた直売所等の開設を模索します。

⑥ 有害鳥獣対策

- ・ サル、イノシシ、シカ、台湾リス等による農作物の被害が増大していることから、継続的な駆除対策を図ります。

## （2）林業

### ● 現況と課題

私たちの町の林野面積は5,740ヘクタールと町面積の約74%を占めています。この林野のうちスギ、ヒノキ等の人工林は約2,958ヘクタール、天然林が2,352ヘクタールとなっています。林家数は年々減少し、平成12年では179戸となり、特に専業の経営林家が1戸もいない状況が続いています。

森林は水を育み、土砂災害を防止するなどの機能とともに、美しい景観や保健休養などの場を提供してくれる地域の財産です。今後も森林整備計画を中心とした間伐事業の実施や、林道の開設、改良事業等を行い、将来へ引き継ぐ財産として森林資源の保護及び育成を行いながら、安定した林業の振興を図ることが必要です。

## 林野面積

(単位 ha)

年次	林野面積	現況森林 面積	人工林		天然林		竹林	その他 未立木
			針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹		
平成2年	5,706	5,703	2,834	115	86	2,164	10	497
平成7年	5,779	5,775	2,796	114	84	2,181	10	594
平成12年	5,779	5,775	2,796	114	84	2,181	10	594
平成17年	5,740	5,736	2,834	124	75	2,277	10	420

資料：農林水産統計年報

## ●基本方針

「森林整備計画」に基づき、流域森林総合整備事業を実施し、森林の整備充実を図るとともに、グリーンツーリズムに呼応するため、自然環境を活用したレクリエーションの充実など、環境に目を向けながら、うるおいと活力に満ちた林業の振興に努めます。

また、広葉樹林は大切な観光資源（地域資源）としての位置付けをして、森林景観を守りながら活用を図っていきます。

## ●主要施策

## ① 森林の整備

- ・「森林整備計画」に基づき各種事業を実施し、林業振興を図ります。
- ・保安林整備の推進や松喰い虫の防除対策事業の実施により森林資源の保護を図ります。
- ・山腹の崩壊や沢の土砂流失などの防止のため、治山事業を実施することで健全な森林状態の維持に努め、国土の保全を図ります。
- ・放任竹林を地域資源として有効活用を図ります。
- ・「森の力再生事業」を積極的に活用し、本来あるべき森林機能の再生に努めます。

## ② 林道の整備充実

- ・林道熊口線の開設事業により林業の振興を図るとともに、稲取細野高原へのアクセス道路として活用します。
- ・林道改良事業等を活用し、緊急性の高い既設林道から逐次整備を行い、災害防止等、管理の万全を図ります。

③ 森林レクリエーションの振興

- ・「シラヌタの大杉」「ふれあいの森」など、豊かな森林資源を有効に活用し、住民にレクリエーションの場として提供します。また、木に触れることで林業への理解を得るとともに森林レクリエーションの振興を図ります。

(3) 漁業

● 現況と課題

稲取漁港を中心に栄えてきた町の漁業は、豊かな漁場に恵まれ、日本一とされている生鮮キンメダイの水揚げや、過去には町の収入の二本柱と言われたテングサを中心に発展をしてきました。また、これらの新鮮で豊富な海の幸は観光においても重要な役割を担っています。

しかしながら、この漁業も水揚げ量の減少とともに後継者不足等から漁業従事者や漁家数も平成15年には94戸と10年前に比べて2割以上の減少となっています。

こうした漁業の現状に歯止めをかけるべく、これまで実施してきた漁港整備事業による基盤施設整備を引き続き推進するとともに、漁港漁場整備長期計画による大型魚礁整備や、マダイ、イセエビ、アワビなどの放流事業も継続して推進し、「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」への転換を積極的に図っていくことが必要です。

また、観光関連産業等との連携を図りながらブルーツーリズムの推進や朝市の活用をはじめとして観光イベント等への参画をするなど、多様化している消費者ニーズに対応していくことが必要です。

漁家の推移

(単位：戸)

年次		昭和63年	平成5年	平成10年	平成15年	
総漁家数		139	127	107	94	
専業別	専業漁家	25	42	27	31	
	兼業	漁業が主	59	49	53	34
		漁業が従	32	21	11	28
雇われ漁家		23	15	16	1	

資料：漁業センサス

## ●基本方針

漁業の振興を図るため、「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」を目標に、マダイの放流や、イセエビ・アワビ等の種苗放流などの漁業振興事業の実施をするとともに、大型魚礁等の整備や漁港の基盤整備を行い、漁業経営の安定化を目指します。また、観光産業との連携によるイベントの実施等により、多様な消費者やニーズへの対応に努めます。

## ●主要施策

### ① 漁業資源の確保

- ・マダイ・ヒラメの放流や、イセエビ・アワビ等の種苗放流を進めるほか、キンメダイの資源確保を図るなど、「つくる漁業」を推進します。
- ・漁港漁場整備長期計画により大型魚礁の設置を進め、「育てる漁業」を推進します。

### ② 漁業の推進

- ・各種補助事業等の活用により安定的な漁業を目指すとともに地場産品による新たな加工品の普及を図り、1. 5次産業の拡大を進めます。
- ・産業団体と連携しながら、イベントの開催や参画等を行うとともに、朝市などの活用により販路拡大と地産地消を図ります。
- ・漁協との連携を密にして、後継者の育成確保や婦人部の活用を図ります。

### ③ 漁港の整備

- ・漁港漁場整備長期計画により、漁港機能の基盤整備を逐次図っていきます。
- ・ワークショップ等により、住民や関係者からの意見を取り入れた環境に配慮した周遊道路の整備や生活排水の水質向上を目指します。

### ④ 害となる魚等の駆除

- ・沿岸漁業における漁場と資源の保守等を目的として、はえ縄を用いたサメの駆除を行い、キンメダイやムツなどの食害防止、安全操業の確保を図ります。

### ⑤ 養殖業等の新たな水産資源の開発

- ・養殖イカダを使用したワカメ等の育成促進調査事業など、新たな水産資源の開発を検討し、漁業の活性化を図ります。

### ⑥ 禁漁区等の設定

- ・「つくり育てる漁業」の一環として、稲取志津摩海岸沖に『東伊豆地区広域型増殖場』が設置されており、このエリアを採捕禁止区域とし魚類の保護培養を図ります。

## 3 特色を活かした未来に伸びるまち

### 1 地域に適した商工業の振興

#### (1) 商業

##### ● 現況と課題

私たちの町の商業は、町内6地域に小規模な商店街を形成し、地域に密着して発展してきました。商店の数は平成11年に267店舗、平成16年には256店舗と5年間で4%減少しています。年間販売額についても、平成16年に18,399百万円の売上げがありましたが、平成11年と比較すると1.7%減少し、従業員数についても減少しています。

商業の衰退の要因としては、経済不況による購買意欲の減少、町内及び近隣市町の大型店への消費流出、24時間営業のコンビニエンスストアの進出などが考えられます。

これからの商業は、住民が親しめる店、情報や商品が豊富な店づくりを基本に各地域にあった商店街づくりを進め、住民が集い楽しめる場所にしていくことと、ITの積極的活用による特色ある販売方法の研究や販売圏域拡大の推進などが課題といえます。

さらに、現在導入している「Hipカード」の利用拡大などによる商業振興等、地元購買客の要望に応えられる環境づくりが必要となります。

##### ● 基本方針

地域住民の購買ニーズに適応した商店や商店街づくりを支援するとともに、他産業と連携した商業の振興についても積極的に支援していきます。

##### ● 主要施策

###### ① 魅力ある商店街の形成

- ・商工会と連携し魅力ある商店街形成を目指し、既存商店街の再整備等を推進します。
- ・商店街空き店舗対策を推進します。

###### ② ITを活用した特色ある商業の振興

- ・特色ある販売方法の研究や販売圏域拡大の推進等、ITの活用による商業の振興を支援します。

###### ③ 他産業と連携したイベント開催による商業の振興

- ・観光産業や第一次産業と連携した各種イベントの開催を推進します。

## (2) 工業

### ● 現況と課題

私たちの町は、平坦地が少ないことに加え主要道路が国道135号線のみで、新たな企業誘致における優位性は低く、このため製造業などの工場誘致は難しい状況です。

平成15年現在の製造業は、事業所数27、製造出荷額等は8億円余、従業者数は123人となっており、食料品製造が主なものとなっています。

製造業は、観光産業と密接に関係しているため、観光産業の不振の影響を直接受けているのが現状です。

建設業は、経済の低迷等により公共事業、民間事業とも受注量が減少しており、このため事業所数、従業者数ともに減少傾向にあります。

製造業、建設業等工業の発展は、雇用確保など地元経済に果たす役割が大きいため、商工会の指導による経営の合理化及び体質強化を図っていくことが必要です。

### ● 基本方針

商工会や関係団体と連携して既存事業所の育成と経営の安定化を図るための支援と、第1次産業と連携した地場産品の加工、製造など、新たな工業の振興を進めます。

### ● 主要施策

#### ① 地元企業の育成

- ・ 経営の合理化及び体質強化を進めます。

#### ② 特産品づくりに向けた取り組み

- ・ 地場産品の加工、製造など新たな特産品づくりに努めます。

## 第3章 見つける・育てる・集えるまち

- 1 まちを担う人たちを見つめるまち
- 2 まちを担う人たちを育てるまち
- 3 まちを担う人たちが集えるまち

# 1 まちを担う人たちを見つめるまち

## 1 生きがいを見つける生涯学習の充実

### ● 現況と課題

生活習慣の多様化、自由時間の増大、高齢化の進行などから住民一人ひとりが生きがいを求め、生涯を通しての学習活動に対する要望はますます多様化・高度化しています。

これらの要望に対応するため「東伊豆町生涯学習大綱」を推進する拠点となる施設等の整備・充実が必要です。

学校教育においては、園児・児童・生徒が安全でゆとりを生かし、学びに満ちた学校生活ができる環境の整備を図り、地域の教育力を生かした特色ある学校づくりが必要とされており、社会の様々な教育・学習システムの連携・融合を積極的に取り入れ、地域と一体化した教育の方向性が求められています。

また、社会教育においては、乳幼児・青少年・成人教育等の充実、各種講座の開設、年代に応じた新たな講座の開設など、行政内の連携を強化した中で事業を推進していくことが課題となりますので、今後は家庭教育の重要性を十分に配慮した施策をそれぞれの分野で展開していくことが必要です。

昨今では、活字離れ、少子・高齢化、学習要求の高度化・多様化など図書館を取り巻く環境も急速に変化しつつあり、これからの図書館は、住民の学習機会についてのインフォメーションセンターとしての役割を果たすため、新たな図書館サービスを展開することが課題となっています。

### ● 基本方針

生涯学習推進にあたり少子・高齢化等、現代に合った事業を展開するために「東伊豆町生涯学習大綱」を見直し、より一層の多様な学習機会の充実や各世代の課題に対応できるような推進体制の充実に努めます。

また、生涯学習推進機関のネットワーク化と学社連携・融合の推進を図るとともに、指導者及び団体の育成に努めます。さらに、インターネットや衛星通信受信設備の利用促進・国際化・高齢化への対応、子どもの読書活動の振興など新たな図書館サービスを展開し、利用者の学習要求を図書館運営に最大限に反映させるよう努めます。

### ● 主要施策

#### ① 生涯学習施設の整備、大綱の見直し及び公共施設の活用

- ・生涯学習の拠点となる社会教育施設の整備に努めます。
  - ・生涯学習大綱の見直し及び生涯学習推進機関のネットワーク化の推進を図ります。
- ② 未来を拓く幼稚園・学校教育の充実
- ・3年保育の充実と幼稚園の幼児教育センター的機能の整備を図ります。
  - ・地域に開かれた地域の教育力を生かした学校教育の充実を図ります。
  - ・幼児、小・中学生及び高齢者が一体となった地域での学習活動を推進します。
- ③ 組織・指導者の育成及び体制の整備・充実
- ・生涯学習推進のための組織づくり及び指導者の養成・確保・有効活用に努めます。
  - ・学習講座、学習情報提供など、生涯学習体制の整備・充実を推進します。
- ④ 生涯にわたる家庭教育の必要性和充実
- ・家庭生活の中で培われる様々な能力や、人格形成を再認識するための多面的学習機会を推進します。
- ⑤ 図書館活動の充実
- ・図書館サービスの促進を図ります。
  - ・情報通信技術の活用により、図書館運営の充実を図ります。

## 2 ボランティア活動の推進

### ● 現況と課題

近年、ボランティア活動に対する関心が急速に高まっています。学校教育においてもその重要性が高まり課外活動にも取り入れられています。

また、その活動は福祉、国際協力、災害救援、地域づくり、観光案内等、幅広い分野で展開されています。

今後は、私たちの町においても、既存のボランティア団体の一層の活性化を図るとともに、これらの活動を体験できる機会を創造し、新たな住民のボランティア活動への参加推進と、情報提供が大きな課題となります。

### ● 基本方針

住民のボランティア活動に対する理解を深めるとともに、体験の場を提供し、自ら参加できる体制を整えます。

## ● 主要施策

### ① ボランティア活動の普及

- ・ ボランティア活動に対する理解を深めるため体験・学習の機会をつくれます。
- ・ ボランティア活動に関する情報提供を促進します。

### ② ボランティア組織の支援

- ・ 福祉、教育、文化等幅広い活動ができる体制と組織づくりを支援します。
- ・ NPO組織として活動できるよう情報提供をし、団体を育成します。

## 3 まちをリードする地域リーダーの育成

### ● 現況と課題

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が平成11年7月に公布され、地域における行政の自主性が求められるとともに、住民の視点に立ち地域の実情にあった行政を展開していくことが必要とされます。

私たちの町においてもこれからのまちづくりを推進していくためには、住民の声を十分に取り入れるとともに、まちづくりリーダー等の確保に努め、各世代の声を行政運営の中に反映させていく必要があります。

また、町を取り巻く様々な情報の中から、必要とする情報かどうか判断できる能力を有する人材育成が課題となっています。

### ● 基本方針

私たちの町の施策に住民の意見を反映させるため、まちづくりリーダー等の確保を図るとともに、各種講習会・講座を開催し、優秀な人材の確保・育成に努めていきます。

また、地域づくりに意欲を持ったグループへの支援や地域に隠れた人材の発掘に努めます。

### ● 主要施策

#### ① まちづくりのため各種講座の開設

- ・ 時代の流れに対応した各種講座を開設していきます。
- ・ まちづくりの体験活動の機会を創設します。

#### ② 住民参加の推進

### 第3章 見つける・育てる・集えるまち

- ・「地域づくり推進委員会」を通して各種計画等の立案に住民の意見を反映させていきます。
- ・地域づくりに意欲を持ったグループへの支援や地域の隠れた人材を発掘し、まちづくりに参加してもらいます。

## 2 まちを担う人たちを育てるまち

### 1 未来の夢を託そう幼児教育の充実

#### ● 現況と課題

幼児期における健全なる心身の発達が人間形成の基礎といわれている中で、私たちの町でも少子化・核家族化が進み、家庭における教育機能の全般的な低下や子どもの生活への過干渉・過保護さらには放任や虐待といった問題が起こり、幼稚園や家庭での子育てのあり方が問われています。

今後、こうした問題をふまえながら、3年保育の充実に努め、幼稚園の幼児教育センター的機能を整備しながら、幼・保一元化を見据えた幼稚園の改築や家庭教育の支援を図っていくことが課題です。

入園児数の推移（各年5月1日現在）

（単位：人）

区分 年度	学級数	園 児 数				職員数
		総数	3歳児	4歳児	5歳児	
平成14年	15	343	92	122	129	25
平成15年	14	310	86	109	115	24
平成16年	14	282	75	96	111	26
平成17年	14	258	74	85	99	28
平成18年	14	237	76	81	80	28

資料：学校基本調査

#### ● 基本方針

家庭、地域及び幼稚園さらには小・中学校との連携を密にし、幼児教育の充実や家庭教育支援、さらには施設の整備・充実に努め、総合的な幼児教育を推進します。

#### ● 主要施策

##### ① 教育内容の充実

- ・3年保育の発達段階ごとの課題を押さえ、遊びや体験活動を通じた総合的な指導を行うなかで、人を思いやる心と集団生活における基本的ルールを身につけさせていきます。
- ・3年保育を進める中で、幼・保一元化を見据えながら、地域ボランティアを活用した、稲取・熱川幼稚園を核としての幼児教育センター的機能の整備を図ります。

##### ② 施設の整備・充実

- ・幼児教育センター的機能をもった幼稚園の整備・改築に努めます。

③ 家庭教育の支援

- ・幼稚園・家庭との連携を密にし、基本的な生活習慣やしつけを家庭で育てるよう支援していきます。

④ 教職員の資質の向上

- ・幼児一人一人の個性や発達段階に応じた適切な指導ができるよう教職員の資質向上を図ります。

## 2 明日を築く学校教育の充実

### ● 現況と課題

21世紀に入り少子化・高齢化・核家族化・情報化、さらには学校週5日制の実施等、教育を取り巻く環境は大きく変わりつつあり、多様な教育活動が推進される一方で、暴力行為、いじめ、不登校さらには学校の安全性などが問題化し「こころの教育」をもとにこれらの事象への的確な対応が課題となっています。

こうした中で、各学校が家庭・地域と連携・融合し、子どもたちのボランティア活動・総合的な学習を通して、児童・生徒一人ひとりの個に応じた教育や生きる力を育む教育の充実が求められています。

小・中学校入学児童・生徒数の推移（各年5月1日現在）

（単位：校、学級、人）

区分 年度	小 学 校				中 学 校			
	学校数	学級数	児童数	教員数	学校数	学級数	児童数	教員数
平成14年	3	31	823	50	2	12	440	30
平成15年	3	31	801	50	2	13	409	31
平成16年	3	31	785	50	2	13	390	34
平成17年	3	31	773	51	2	14	388	34
平成18年	3	32	753	50	2	14	384	32

資料：学校基本調査

### ● 基本方針

学校週5日制のもとで、各学校が地域に開かれ地域の教育力を生かし、子どもたちのボランティア活動・総合的な学習を通して「特色ある学校教育」を展開し、基礎的・基本的な内容の確実な定着と、

「こころの教育」を基本に、自ら学び考える力などの「生きる力」を育むことを学校施設内容の充実とともに努めます。

## ● 主要施策

### ① 生きる力を育てる学校教育の充実

- ・ 幼稚園から高等学校までを見通した中での一貫性のある教育活動と地域の教育力を生かした特色ある学校づくりに努めます。
- ・ 個の能力・適正に応じた学習方法の工夫・改善と、基礎的・基本的な内容の確かな定着に努め、「こころの教育」を基本に「生きる力を育てる教育」を推進します。
- ・ 情報化時代に対応したインターネットの活用等、情報教育の充実に努めます。

### ② 学校施設の充実と有効活用

- ・ 学校施設の充実と有効活用を進め、地域に開かれた学校づくりを図ります。
- ・ 情報化の進展に対応した主体的情報活用能力の育成に努めます。

### ③ 学校・家庭・地域が連携・融合した開かれた学校づくりの推進

- ・ 体験活動を重視し、ボランティア活動の推進に努め、地域に開かれ、地域の教育力を生かした特色ある学校づくりに努めます。
- ・ 「いじめ」「暴力」「不登校」等の問題解決を図るため、「こころの教育」を基本に、家庭や地域と連携を強化し、相談指導体制のより一層の充実に努めます。

### ④ 教職員の資質向上

- ・ 子どもの多様な学びに応え、こころの問題に的確に対応できるよう教職員の研修活動を推進します。

### ⑤ 子どもの安全と防災教育の推進

- ・ 災害や危害等、非常時における適切な対応ができるよう安全教育の向上を図ります。
- ・ 地域や家庭で、子どもを見守り育てる体制づくりに努めます。

### 3 地域における健やかな子ども・青少年の育成と支援

#### ● 現況と課題

子どもを取り巻く状況の変化により、家庭教育に対しての悩みや不安も増し、家庭教育力の低下や幼児虐待といったことも指摘されています。

また、人生の中で成長が著しい反面、不安定になりがちな青少年を取り巻く社会環境悪化も心配されます。

将来を担う子ども・青少年の健やかな成長のために、幼児期からの「こころの教育」の在り方の重要性を再認識したなかで、家庭や地域・学校が連携し、子育て支援・青少年団体の育成や、世代を超えた様々な人々とふれあう事業、誰もが気軽に相談できる体制づくりが必要であり課題となっています。

#### ● 基本方針

家庭・地域・学校の連携を図る中で、豊かな人格形成を基礎として、教育資源・団体・サークル等の活用や、青少年健全育成地域指導者の育成を図り、活動の活性化を推進します。

また、誰もが気軽に相談できる体制づくりを整えるとともに、非行防止や薬物乱用防止キャンペーンを推進します。

#### ● 主要施策

##### ① 「あいさつ運動」を通し、心が通い合える青少年の育成

- ・家庭、地域及び学校ぐるみでのあいさつ運動の輪を広げ、失われつつある礼儀等の習慣付けを推進していきます。

##### ② 子育て支援体制の充実

- ・家庭教育学級の充実と子育て支援の情報発信に努めます。
- ・家庭、地域、学校さらには子育て関係関連課との連携を図る中で、地域ボランティアを活用した家庭教育支援の総合的推進を図るよう努めます。

##### ③ 青少年を取り巻く事業の推進

- ・「ふるさと学級」など地域における青少年活動拡充を図り、豊かな体験活動を推進します。
- ・地域ぐるみで青少年を守り育て、環境浄化や非行防止、さらには非常時における子どもの安全を守る体制づくりを図ります。
- ・地域活動参加を促し、ボランティア意識や社会参加へ意識の向上を図ります。

### 第3章 見つける・育てる・集えるまち

- ・ 幼児、小・中学生及び高齢者が一体となった事業の推進を図ります。
- ④ だれもが気軽に相談できる相談体制の充実
- ・ 「子育ての悩み相談」「青少年の悩み相談」の場の充実を図ります。

## 3 まちを担う人たちが集えるまち

### 1 地域のコミュニティ活動の推進

#### ● 現況と課題

私たちの町も少子・高齢化、さらには核家族化、都市化の進行により、地域連帯感が希薄になってきています。

また、観光産業中心の産業構造上、新たな転入者も多く、地域社会への受け込みが難しくなっています。

一方、高齢化の進行や災害時における自治会活動の重要性が再認識されてきました。

今後は各地区の自治会活動の一層の充実を図るとともに、各地域間のコミュニティ活動を推進し、地域の連帯感の醸成を促進するための活動拠点整備推進が課題となります。

#### ● 基本方針

地域のコミュニティ活動を支援し、活動拠点となる施設の整備・充実を推進します。

#### ● 主要施策

##### ① 地域のコミュニティ活動の支援・推進

・地域のスポーツ・文化活動の充実を図るため、一層の支援を推進します。さらに、今後は福祉活動、交流活動、地域づくり等幅広い分野での活動を支援します。

##### ② コミュニティ活動リーダーの育成

・地域のコミュニティ活動のリーダーとなる人材を育成するため、各種研修会を開催し、地域情報を得る機会をつくれます。

##### ③ コミュニティ活動拠点の整備・充実

・コミュニティ活動の拠点となる地区集会施設等の運営を支援するとともに、新たな拠点となる多目的施設等の整備充実を推進し、ふれあいの場や交流の場を創造します。

## 2 男女共同参画社会の形成

### ● 現況と課題

社会変化に伴い男女がともに職場や地域、家庭において、個性と能力を発揮できるよう男女雇用機会均等法・男女共同参画社会基本法の施行など、女性の地位向上のための施策や活動が展開されています。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識は、今もって強く残っています。こうした意識をなくすための改革が必要となっています。

また、高齢社会の進展、家事や子育て、介護など生活が変化していく中で、男女の協力が必要となってきました。

このため、家庭や職場、地域において男女がともに参画する機会の拡充、子育て環境の整備や母性の尊重と福祉サービスの向上など、男女共同参画社会づくりの充実が課題となります。

### ● 基本方針

男女共同参画についての情報を住民に提供し、男女共同参画の推進による新しい社会づくりのため、各関係機関と連携するとともに、育児休業制度や、介護休業制度・男女雇用機会均等法などの定着に努めます。

また、性別による固定的な役割分担意識をなくすための改革を、関係機関と連携を図りながら推進していきます。

### ● 主要施策

#### ① 男女共同参画推進プランの充実

- ・男女共同参画についての学びと教育の推進を図ります。
- ・就業における、男女平等を推進します。
- ・母性の尊重と福祉の充実を図ります。
- ・方針決定への女性の登用と参画を推進します。

## 3 スポーツ・芸術文化活動の促進

### (1) スポーツ

#### ●現況と課題

私たちの町では地域に密着したスポーツ振興を図るため、体育関係組織、団体、体育指導委員・体育推進員等の活動を促し、スポーツの振興の推進及び支援をしています。

また、スポーツイベントとしてユニバーサルデザインを取り入れた全国規模のクロスカントリー大会、クロスカントリーコースを活用したマウンテンバイク大会などを開催しています。

さらに、週休2日制の普及、学校週5日制の施行に伴う自由時間の増加により、スポーツ・レクリエーションに対する住民のニーズはさらに高まっています。

しかしながら、各年齢層の体力格差やスポーツに対する意識の低下が懸念され、これを解消することも重要な課題です。

将来的には、文部科学省の提唱する総合型地域スポーツを推進し、少年のスポーツを通じ、教育的な価値と多くの副次的効果を求め、各年齢層の生きがいや、体力向上、健康増進を考慮しつつ、指導者の養成や体制づくりを図る必要があります。

#### ●基本方針

日常生活の中で実践する生涯スポーツの推進を図るため、各世代にあったスポーツの振興を推進します。さらに学校運動部とスポーツ関係団体等との連携・融合を図りながら、幅広い人々が参加し、自主的な運営による総合型地域スポーツクラブの推進や育成・支援を図ります。

#### ●主要施策

##### ① 総合型地域スポーツクラブの育成

・各世代のニーズに応じた総合型地域スポーツクラブの育成・支援を図ります。

##### ② 各種スポーツ大会の開催及びスポーツクラブ指導者の養成

・学校・スポーツ関係団体と連携・融合しつつ、競技スポーツの振興とスポーツ人口の拡大を図ります。

・総合型地域スポーツクラブのインストラクターを養成します。

##### ③ スポーツを通じた青少年の健全育成

・スポーツを通じ、地域社会の中で家族や地域の大人たちとのかかわりにより、健全な身体と心

を育てるよう学校、スポーツ団体等と連携・融合を図りながら、青少年の人格形成に努めます。

## (2) 芸術文化

### ● 現況と課題

生活様式の多様化や余暇時間の有効活用のため、生涯学習の場と機会が求められ、生きがいと感動をもたらす芸術や文化への関心度がさらに高まっています。

私たちの町でも多くの有形・無形の文化財・伝統芸能があり、広い範囲で自主的な芸術・文化活動を行っています。

今後は、自主的に行われている芸術・文化活動の促進に努めるとともに、文化交流を促すイベントの実施、文化を活かしたまちづくりのための創造的な芸術・文化活動の振興、さらに町の文化財の保護・継承の一層の充実を図る必要があります。

### ● 基本方針

大切な文化財の保護・保存・継承及び芸術・文化活動を推進するため、人を育て、人が集える社会教育施設の整備を図り、芸術・文化の振興に努めるとともに、文化財保護・保存に関する資料の収集と編集を推進します。

また、住民が自ら演じ、歌い、舞い、交歓する機会の創設や、中央の優れた舞台芸術鑑賞の機会の提供に努めます。

### ● 主要施策

#### ① 文化施設の充実と活動の促進

- ・文化活動の拠点となる社会教育施設を整備します。
- ・社会教育施設維持管理にかかわる人材養成を図ります。
- ・芸術・文化活動への参加促進と関係団体の指導・育成に努めます。
- ・豊かな情操の育成、芸術文化愛好の気運の醸成及び舞台芸術鑑賞の機会の提供を図ります。

#### ② 文化遺産の保護・保存・継承

- ・文化財等の伝承とその保存のための体制の整備・充実を図ります。
- ・文化財、歴史民俗資料の調査、研究及び保存施設の整備を図ります。
- ・有形・無形文化財及び伝統芸能の保護・育成に努めます。

- ・重要古文書類の保護に努めます。

## 4 情報化時代に対応できる情報網の整備

### ●現況と課題

国際化・情報化は今後ますます拡大していくことが予想されます。

国においてもICT（Information and Communications Technologies）戦略の推進を強力に押し進めています。商取引でも電子決済等の技術が取り入れられるなど、IT技術の発展により時間、場所、距離などの制限が無くなり、全世界の動きをいつでもどこでも調べることができる時代になっています。

各地域においてもパソコン等の導入を積極的に推進し、インターネットなどの利活用を一層進める必要があります。

今後は、これら新技術や新しい感覚を備えた人材の育成が大きな課題となるとともに、情報機器の積極的な導入を図ることが課題となります。

情報・通信技術の革新により、急速に産業形態が変貌する今日、私たちの町においてもインターネット、携帯電話（携帯端末）等の情報活用が進みつつあります。

高度情報化社会を迎え、地域経済活動を活性化していくためには情報通信網・情報通信システムを都市基盤の一つとして認識し、行政はもとより地域産業が一体となり情報ネットワークと情報システムの整備・活用に取り組む必要があります。

### ●基本方針

国際化・情報化に対応できる人材を育成するとともに、情報機器の導入を推進します。

また、行政や地域間の情報網の整備・充実を図り、住民に対する行政サービスの向上に努め、産業などの幅広い分野の情報化の支援を進めます。

さらに、情報格差是正を含めたICT教育と生涯学習との連携を図り推進します。

### ●主要施策

#### ① 各種講座を開設し国際化・情報化に対応できる人材の確保

- ・知識豊かな講師を招請し、各種講座を開設し幅広い年代に対応した講座を開きます。

#### ② 最新情報や知識を提供できる機材の整備の推進

- ・各公共施設に機器を設置し、住民が気軽に触れることができるようにするとともに、合わせて町の情報を提供していきます。

### ③ 地域情報化の推進

- ・産業活動活性化のための各種情報通信システム等、情報通信基盤の充実を支援します。
- ・情報通信技術革命の恩恵をすべての住民が享受できる総合的な取組みを目指します。
- ・総合型地理情報システム（GIS）を導入します。
- ・公的個人認証基盤に対応したシステムを整備します。
- ・電子自治体ネットワークの構築を図ります。

### ④ 情報化に対応した教育等の推進

- ・学校等それぞれの場に応じた情報化に対応する情報教育の推進を図ります。
- ・情報化の進展にともなうプライバシーの保護及びシステムのセキュリティ対策を講じます。

### ⑤ CATVを含めたニューメディアの普及・啓発事業の推進

- ・2011年7月の地上デジタル放送完全移行への周知を図ります。

## 5 人々とふれあい・交流活動の推進

### ● 現況と課題

21世紀は情報網の整備や国際化が進展し、人々の交流活動は、今後一層拡大することが予想されます。また、私たちの町では現在、長野県岡谷市と姉妹都市を締結し、住民と一体となった交流活動を続けています。

今後は国内のみならず海外へも目を向けた交流活動を積極的に進める必要があります。そのためスポーツ、産業、文化をはじめ幅広い分野において住民と一体となった交流活動を推進し、情報網の一層の整備を図り、情報の提供を行うとともに、幅広い見識を持つ人材の育成が必要となります。

### ● 基本方針

地域間交流や国際交流の拡大に努めるとともに、幅広い知識を持ち国際感覚にあふれた人づくりを推進します。

### ● 主要施策

#### ① 国内外との交流の推進

- ・国内のみならず海外の都市とスポーツ、産業、文化をはじめ、幅広い分野での交流を目指します。

② 国際化・情報化への対応

- ・国内外の情報を提供できる体制を整え、国際化・情報化に対応していきます。

③ 人材の育成

- ・外国語講座等を開催し、住民の生涯学習の講座を兼ね、国際化に対応できる人材の育成に努めます。

④ 姉妹都市交流の推進

- ・小中学生の姉妹都市交流活動を推進するとともに、将来は諸外国との交換留学生事業を検討していきます。

# 第4章 計画の推進

- 1 効率的な行財政運営
- 2 開かれた行政の推進

# 1 効率的な行財政運営

## (1) 行政機能

### ● 現況と課題

社会経済情勢の進展などにより、複雑化する行政需要や行政課題に対し、職員の政策立案能力の向上が求められています。

今後、幅広い視野と高度な専門知識を備え、より質の高い行政サービスの提供を図る職員を育成する必要があります。

町職員数の推移（各年度4月1日現在）

（単位：人）

年 度	職員総数	一般行政職	職員1人あたり	教育職	その他
			の住民数		
平成14年度	231	123	127	49	59
平成15年度	219	117	132	43	59
平成16年度	216	114	133	42	60
平成17年度	213	112	134	42	59
平成18年度	208	107	139	40	61

※その他…消防職・特別会計職

（資料：総務課）

### ● 基本方針

多様化する住民ニーズを的確に把握し、町民の立場に立った質の高い行政サービスを推進するため、計画的・効率的な職員の育成を図ります。

### ● 主要施策

- ① 職員研修の推進
- ② 幅広い視野と高度な専門知識を備えた職員の育成
- ③ スリム化したわかりやすい行政機構の構築
- ④ 職員の資質の向上
- ⑤ 職員の適正配置

## (2) 財政運営

### ● 現況と課題

長引く景気低迷等の影響により税収の大幅な伸びは見込めず、新たな税財源や国・県からの補助金等、依存財源の確保についても厳しい状況が予想されます。

このような財政状況の中で、多種多様な住民要望に的確に対応するためには、財源の確保・拡充による財政基盤の安定はもとより、施策の選択による限られた財源の有効的な活用を図っていく必要があります。

### ● 基本方針

社会経済環境の変化を的確に把握するとともに、住民の行政に対する要望についても十分に認識し、把握したうえ、広域化・地方分権の進展や少子・高齢社会にも的確に対応した施策を推進するため、歳出の徹底した見直しと、町税の収納体制の強化確立に努めるとともに、新税の創設や新たな税源の獲得の調査研究など、限られた財源で最大の効果をあげるための計画的・効率的な財政運営を図ります。

### ● 主要施策

- ① 計画的・効率的な財政運営
- ② 町税収納体制の強化確立及び税外収入の確保対策の推進
- ③ 情報公開時代に即応した課税客体の適正な把握と課税内容の明確化を図るための各種現況調査等の実施
- ④ 機構改革によるITを活用した行政及び税事務の一層の効率化の推進

## (3) 広域行政の推進

### ● 現況と課題

住民の生活圏はますます広くなり、生活様式の変化により住民ニーズはさらに多様化していきます。私たちの町においても周辺都市はもとより東海道沿線まで行動範囲が拡大しています。

これらは買い物・レジャーなどの住民のニーズの多様化に伴う消費行動の拡大によるものです。これら住民ニーズに対し広域的対応が課題となってきます。

また、行政サービス提供においても、限られた財源の中で、効率的な財政運営が求められている中、単一自治体で整備運営すると莫大な経費がかかるものを広域施設として整備し、経費負担の軽減を図

## 第4章 計画の推進

る方法が実施され始めました。

私たちの町においても現在南伊豆地区広域市町村圏協議会、東河環境センター組合をはじめとする一部事務組合、そのほか一部事務組合は設立しないが協議会等を設置し、共同で事業運営している組織が数多くあります。

今後は、これらの現状を踏まえ、効率的な広域行政を推進するとともに、市町村合併も視野に入れて検討する必要があります。

### ● 基本方針

日常生活圏の拡大や住民ニーズの多様化に対応するため、効率的な広域行政圏についての検討を推進するとともに、市町村合併についても検討していきます。

### ● 主要施策

#### ① 広域行政の推進

- ・生活圏の拡大にともなう住民ニーズへの対応と、効率的な財政運営のため、広域行政の検討を推進します。

#### ② 市町村合併の検討

- ・住民とともに市町村合併について検討していきます。

## (4) 行政改革の推進

### ● 現況と課題

国の三位一体の改革により、真に地方の自立と責任を確立するための取り組みが提唱され、地方分権時代に向けた改革には終わりが無いことを改めて認識せざるを得ない状況下で、行政改革推進委員会に諮問をし、答申された内容を踏まえ、平成18年1月に新行政改革大綱を策定し、少子高齢化や住民ニーズの高度化・多様化などの社会的課題に取り組むための方向性を示しました。

### ● 基本方針

新行政改革大綱に基づき行政改革を推進しますが、社会情勢の変化等を踏まえた新たな行政需要を勘案しながら、「東伊豆町行政改革推進本部」において、逐次、課題の協議、評価及び改善を繰り返し検討します。

● **主要施策**

- ① 組織・機構の合理化や情報化の推進など、事務事業の見直し
- ② 指定管理者制度の活用や民間委託等の推進
- ③ 定員管理及び給与の適正化
- ④ 住民との協働による行政の推進

## 2 開かれた行政の推進

### (1) 地方分権

#### ● 現況と課題

平成12年4月に「地方分権一括法」が制定されてから、様々な権限委譲がなされています。しかしながら三位一体の改革、市町村合併等の推進により、概略の改革がなされたものの、地方の自主性・主体性を高めるという地方分権の理念からは程遠いものであり、「真の地方分権社会の実現」に向けた改革をさらに進めなければなりません。

住民に必要なサービスを選択できる、住民主導型の行政システムを構築することが今後の課題となります。

#### ● 基本方針

様々な住民要望に対応した施策の展開と個性あるまちづくりを推進できる体制を整備します。

#### ● 主要施策

- ① 地方分権社会に対応できる行政組織の確立
- ② 住民要望に対応した施策の推進

### (2) 広報・公聴

#### ● 現況と課題

適切な行政運営を推進するため、町の考え方を広報ひがしいず、ホームページ、回覧等の多様な方法により、迅速かつ積極的に紹介すると同時に、住民からの要望を的確に把握・検討し、施策に活かす必要があります。

また、行政に対する住民参加の機会をさらに設けるとともに、住民との意見交換を図ることができるシステムを構築する必要があります。

#### ● 基本方針

行政・地域の情報を多様な方法で積極的、かつ、より詳細に内外に紹介できるシステムを構築し、利用促進を図りながら、住民要望の的確な把握と分析を行い、対応の可能性を検討し、迅速に回答できる体制づくりに努めます。

## 第4章 計画の推進

また、情報機器等を利用した住民参加の場を設け、住民の意見の常時聴取に努めます。

さらには、行政と住民との意見交換を図ることができるシステムを構築し、積極的な町の考え方の周知に努め、住民の意向を紹介できる場を設けます。

### ● 主要施策

#### ① 適切な行政運営

- ・住民の要望を的確に把握し、行政運営に反映させていきます。

#### ② 住民との情報交換の機会の設定

- ・広報紙の充実に努めるとともに、CATV等の積極的な活用を図ります。
- ・毎月、一日町長室を設置し、町民との情報交換の場を設け、意志の疎通を図ります。

#### ③ 内外への行政・地域情報発信システムの充実

- ・行政情報及び地域情報を集約する組織の充実に努め、ホームページの充実に努めます。

## (3) 情報公開

### ● 現況と課題

情報公開についての関心が日ごとに高まっています。行政運営の公正の確保、透明性の向上等のため、各地で情報公開の請求が増加しています。

私たちの町においても情報公開条例を施行し、広く住民に情報の公開を実施しています。

今後は、情報公開請求の増加に伴い、より一層の公開に向けて庁内体制の整備及び文書管理体制の向上を図ることが大きな課題となります。

### ● 基本方針

情報公開の推進と庁内体制の整備を推進します。

### ● 主要施策

#### ① 情報公開体制の充実

- ・情報公開に対応するため、文書管理事務の改善を図るとともに、職員の資質向上に努めます。

#### ② 透明性の向上を図るため、より一層の情報公開の推進

#### ③ 個人情報等プライバシーの保護

# 輝き・やすらぎ・集えるまち 東伊豆

— 第4次東伊豆町総合計画 後期基本計画 —

平成19年3月発行

編集 東伊豆町 企画調整課

〒413-0411 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取3354

電話 0557-95-1100

<http://www.town.higashiizu.shizuoka.jp>

mail:kikaku@town.higashiizu.shizuoka.jp